

---

平成22年 第3回（定例）由布市議会会議録（第4日）

平成22年9月15日（水曜日）

---

議事日程（第4号）

平成22年9月15日 午前10時00分開義

日程第1 一般質問

日程第2 報告第6号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について

日程第3 報告第7号 平成21年度決算における健全化判断比率について

日程第4 報告第8号 平成21年度決算における資金不足比率について

日程第5 報告第9号 平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について

日程第6 認定第1号 平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 平成21年度由布市水道事業会計収支決算の認定について

日程第8 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第10 議案第61号 由布市過疎地域自立促進計画について

日程第11 議案第62号 由布市名誉市民条例の制定について

日程第12 議案第63号 由布市水防協議会条例の一部改正について

日程第13 議案第64号 由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第65号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について

日程第15 議案第66号 由布市民運動場条例の一部改正について

日程第16 議案第67号 由布市火災予防条例の一部改正について

日程第17 議案第68号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について

日程第18 議案第69号 市道路線の認定（灰塚線）について

日程第19 議案第70号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第4号）

日程第20 議案第71号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第72号 平成22年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第73号 平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第74号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第24 議案第75号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第76号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第77号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第78号 平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 議案第79号 由布市消防手数料条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第6号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第3 報告第7号 平成21年度決算における健全化判断比率について
- 日程第4 報告第8号 平成21年度決算における資金不足比率について
- 日程第5 報告第9号 平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第6 認定第1号 平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成21年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第8 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第61号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第11 議案第62号 由布市名誉市民条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 由布市水防協議会条例の一部改正について
- 日程第13 議案第64号 由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第65号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について
- 日程第15 議案第66号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第67号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第17 議案第68号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第69号 市道路線の認定（灰塚線）について
- 日程第19 議案第70号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第71号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第21 議案第72号 平成22年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）  
日程第22 議案第73号 平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第23 議案第74号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第24 議案第75号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第25 議案第76号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第26 議案第77号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第27 議案第78号 平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程

- 日程第1 請願・陳情について  
日程第2 議案第79号 由布市消防手数料条例の一部改正について

---

出席議員（21名）

|            |            |
|------------|------------|
| 2番 廣末 英徳君  | 3番 甲斐 裕一君  |
| 4番 長谷川建策君  | 5番 二ノ宮健治君  |
| 6番 小林華弥子君  | 7番 高橋 義孝君  |
| 8番 新井 一徳君  | 9番 佐藤 郁夫君  |
| 10番 佐藤 友信君 | 11番 溝口 泰章君 |
| 12番 西郡 均君  | 13番 太田 正美君 |
| 14番 佐藤 正君  | 15番 田中真理子君 |
| 16番 利光 直人君 | 17番 久保 博義君 |
| 18番 小野二三人君 | 19番 工藤 安雄君 |
| 20番 生野 征平君 | 21番 佐藤 人已君 |
| 22番 渕野けさ子君 |            |

---

欠席議員（1名）

1番 鷺野 弘一君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 局長 長谷川澄男君 | 書記 江藤 尚人君 |
| 書記 馬見塚量治君 |           |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                     |        |            |        |
|---------------------|--------|------------|--------|
| 市長                  | 首藤 奉文君 | 副市長        | 清水 嘉彦君 |
| 教育長                 | 清永 直孝君 | 総務部長       | 野上 安一君 |
| 総務課長                | 佐藤 式男君 | 財政課長       | 秋吉 孝治君 |
| 総合政策課長              | 相馬 尊重君 | 行財政改革推進課長  | 麻生 正義君 |
| 監査・選管事務局長           | 佐藤 忠由君 | 会計管理者      | 工藤 浩二君 |
| 産業建設部長              | 佐藤 省一君 | 農政課長       | 志柿 正蔵君 |
| 建設課長                | 麻生 宗俊君 | 水道課長       | 庄 安人君  |
| 都市・景観推進課長           | 工藤 敏文君 | 健康福祉事務所長   | 河野 隆義君 |
| 福祉対策課長              | 衛藤 哲雄君 | 子育て支援課長    | 宮崎 直美君 |
| 健康増進課長              | 衛藤 義夫君 | 保険課長       | 津田 淑子君 |
| 環境商工観光部長            | 溝口 博則君 |            |        |
| 環境商工観光部参事兼産業廃棄物対策課長 |        |            | 加藤 康男君 |
| 環境課長                | 秋吉 一郎君 | 商工観光課長     | 松本 文男君 |
| 挾間地域振興課長            | 二宮 正男君 | 庄内振興局長     | 服平 志朗君 |
| 湯布院振興局長             | 古長 雅典君 | 教育次長       | 島津 義信君 |
| 教育総務課長              | 森山 泰邦君 | 中央公民館長     | 菅 正則君  |
| スポーツ振興課長            | 加藤 勝美君 | 学校給食センター所長 | 森 律子君  |
| 消防長                 | 平松十四生君 | 代表監査委員     | 佐藤 健治君 |

---

午前10時00分開議

○議長（淵野けさ子君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長を初め執行部各位には、連日の本会議となりますが、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。鷲野弘一議員から体調不良のため欠席届が出されております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長並びに代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

---

一般質問

○議長（渚野けさ子君） これより日程第１、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め１人１時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、質問を許可いたします。

１２番、西郡均君の質問を許します。西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 日本共産党の西郡均です。ただいまから一般質問を始めます。

その前に、執行部席について気がついたんですけども、先般教育委員長が出席した折に消防長が一番後ろのいす席に座っておったんですね。前を思い起こしてみると、向こうに座ったり、監査委員席に座ったり、その向こうに座ったり、消防長に対する取り扱いが極めてひどい扱いをしているんですね。以前は皆さん部長級８級だったのに、消防長だけ７級にしておくとかいう差別的な取り扱いが今でも続いているのかなと思って気になるんですけどね。そういう場合は、一つずらすということで皆さん互いに譲り合うようなことをずっとやってもらいたい。選挙管理委員長が出席したときも、あるいは農業委員会の会長が出席したときもそうです。当然前に来てもらうんだけど、後の幹部の人は１つずつ移動するということで、あっちやったりこっちやったり本当みっともないんで、そこ辺はぜひきちっとしてほしいというふうに思います。

それでは、本題に移ります。まず最初に、口蹄疫問題についてお尋ねいたします。

市長は、招集のあいさつ、あるいはまた行政報告の中で８月２７日に口蹄疫対策本部を解散し、今回のことを教訓として気を引き締め、あらゆる危機管理体制の充実に努めてまいりたいというふうに報告をいたしました。

１つは、この対策本部は解散したけども、今後注意すべき課題についてどのようにまとめて周知しているのか、お伺いをいたします。

２つは、由布市における畜産振興と口蹄疫対策についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、２００９年度決算、昨年の決算と今回９月の補正予算が議案で上がりました。一般会計の昨年度の決算は予算額も決算額も合併以来最高であります。最高だった２００５年度合併時には９月までの旧町３町分と１０月からの由布市分合わせて１７０億円ですね、今回は予算額で継続、繰越明許含めて１７６億９、０００万円という金額であります。それが、皆さんの決算書でわかるように、歳入決算額で１６８億６、０００万円、歳出決算額で１６２億６、０００万円ということでした。特別会計はこの間、老人保健の５０億円ちょっと切れますけれども、これが大分県の後期高齢者広域医療保険に移行したので、その分が随分減額されております。

そういう中で私は、今回お尋ねしたいのは、ずっと言い続けておりました地方財政法第７条の繰越剰余金の基金積み立てについてであります。昨年の３月は、財政調整基金条例を一部改正し

て、一般会計の繰越剰余金2分の1をくだらない額の基金積み立てをするようになりました。そのとき、他の特別会計について私お尋ねしたんですけども、それぞれの事情によるという答弁でした。今回の補正予算を見ても幾つかの特別会計で基金の積み立てを行っております。統一的な考えを決めたのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

さて、決算の中で気がついたことなんですけども、大きなのに予備費の流用があります。これについてお尋ねいたします。予備費の流用については、かつて総務部長がこれ一たん議会で認めただから、何使おうがそれは勝手だと。議会からとやかく言う筋合いのものじゃないというようなことを言われた総務部長もおりました。だれとは言いませんけども。

しかし、私にしてみれば千円単位で予算を議会が議決するんだから、緊急やむを得ない場合、しかもそれは理屈が通るようなものでなければいかんではないかということをおっしゃっていました。今回、2款1項12目防衛施設周辺整備総務費の23節償還金利子及び割引料の中に703万5,000円を充用しております。

裁判の結果、防災無線が判決が出て、その分返還しなきゃならんことになったという金額は、確かに議会で聞いております。金額は聞いてないんですね。そういうふうになったということは話は聞いているんですけども、そういう金額についてやっぱきちんとした話は何もないまま決算書をいただくと。そこでびっくりするということなことであります。

ついでに言いますけども、びっくりしたのは一般会計だけではありません。特別会計、国民健康保険会計では2,700万円の予備費を組んでおりますけれども、本来予測しなければならぬ退職被保険者医療給付費あるいは退職被保険者高額療養費、これらに何と総額1,800万円ですか。かなりの金額を充用しておりと。私、国保の運営委員もやっているんですけども、一言も聞いたことないし、会長にもあんたなんか話があったんかいと言うたら、「いや何もそんなことは聞いておらん」と。予備費の流用についてどういうふうに考えているんかということをお尋ねしたいと思います。

次に、今回補正で上がっている水道事業特別会計についてお尋ねをいたします。

昨年も言いましたけれども、挾間町時代には、旧挾間町の時ときにはわざと赤字予算を組んで、しかも3年間、3年間累積赤字が膨大になったから値上げさせてくれということで、県下最高の水道料にしてみました。そういうことはやっちゃいかんということ言っていたにもかかわらず、今回補正予算で赤字予算を組みました。

資本的収支については、内部留保資金があるんで一定程度ね。それが合えば我慢できます。しかし、収益的収支については、これはもう赤字予算を組んだら終わりなんです。しかも、その内容を見ましたら人件費なんですね。これまで4級以下が5人だったものを4級以下を3人にして5級以上の人をふやすと。当然これは経費をふやして、もう赤字をもくろんでいるというのが

見え見えなんですね。そのことについて、一体どういうふうに考えているかということをお伺いしたいと思います。

4番目に、これまで議会の中でいろいろお尋ねいたしました。必ずしも的確な答弁いただいているわけではありませんけれども、幾つか3つの点についてお尋ねいたします。

1つは、時松簡易水道の取り扱いです。民間の設置した簡易水道、うちの部落なんかがそうなんですけども、これは環境課が管轄しております。旧挾間町が設置した時松簡易水道は、水道課が今扱っています。

市長の答弁では、挾間町の当時の人が設置条例の中にそれを入れてなかったから、由布市にも引き継がれなかったんだというふうに言いました。しかし、それであるならば、さきの答弁のように他の地域で設置した民間の簡易水道をどのようにするかという、全体的な整備計画の中で市営にするかどうかというんじゃないくて、今すぐ直ちに由布市の簡易水道設置条例に組み込むことが先決な問題なんです。保健所には公営で出ているんですよ。一体何をちんたらしているのか私にはもうわけわからなくて、そのことについて一体どうやっているのか、お答えいただきたいと思います。

次に、去年の選挙前ですけども、「こんにちは市長です」の市民対話集会、市長みずから会場に来ている人から出された問題に対して区長を通じてお答えしますってよということを言って、私もその問題をこの場でも言いました。個人名を出して甚だ失礼なんですけども、三重野待子さんという方です。著名な方です。由布市も講師に招いてましたね、先日。一体その後どうなっているのか、そのときは答弁で総務課が責任もって対応しますというふうに聞きました。どうかしたんだろうけども、それを取り上げた私には一切何も言ってこないんですね。この場で、どういうふうにしたのか、お答えをいただきたいと思います。

3点目は、塚原の牛舎建設問題であります。きょうは塚原の皆さん後ろに見えられております。前回に引き続いて非常に気にして、どうなっているんだろうということでお見えになられました。行政のほうからは、逐一報告はありません。しかし、幸いに議会あてに牛舎建設問題対策連絡協議会の方から、中間的まとめというものを議員に開会前に配っていただきました。それを見ると、大体の様子は知ることができるんですけども、私たちは議員です。行政からどういうふうになっているのか、きちんとした報告をいただきたいというふうに思います。

最後に、代表監査委員にお尋ねいたします。先ほども触れましたけれども、今年度の決算審査には、決算の中には湯布院町の防災無線工事の談合損害賠償金が含まれております。住民監査請求、湯布院町の1人の住民によって住民監査請求が行われ、当時の湯布院町の監査委員から談合しているのは明らかと。町は業者に請求しなさいという勧告を受けました。実際に金額も期限も明示しなかったのが、住民は訴訟に持ち込みました。それが、由布市に引き継がれたわけであり

ます。

大分地裁では4,490万円の賠償を命じられました。ところがあろうことか、由布市が控訴を断念しなかったのも、控訴権を放棄しなかったのも、業者が控訴をして最高裁までいきました。しかし、最高裁でも談合したのだから賠償金は支払えという結果になりました。これが、昨年のものであります。決算中のことでもあります。決算の中には先ほどいったようにその金額も入っています。住民監査請求から、住民訴訟に持ち込まれたこの事件について監査意見書に全く触れていない、こんな重要な問題に頓着しない監査委員が、果たして監査委員といえるのだろうか、私はその資質を疑うところであります。なぜなのか、明確お答えをいただきたいと思います。

ついでに言いますならば、昨年度の監査意見書にはあろうことか債務負担行為問題に関して、特定の固有名詞というんですか、裏権云々というのを記載されておりました。債務負担行為についていろいろ問題が生じているというふうに指摘しながら、今回の監査意見書には全くそのことが触れてないんですね。今重要な裁判問題にもなっています。そういうこと重要問題について監査委員が関心を寄せて、それを住民にやっぱりきちっと説明するという責任を果たすということは重要だと思いますんですが、そのことについてどういうふうに監査委員が思っているのかお尋ねしたいと思います。

再質問は、その議員の一番前の席で、議席で行いたいと思いますので、御回答よろしく願いいたします。

○議長（**渕野けさ子**君） 市長。

○市長（**首藤 奉文**君） 皆さんおはようございます。一般質問最後となりましたが、12番、西郡均議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、口蹄疫の対策本部解散後の注意すべき課題についてでございますが、宮崎県での口蹄疫発生を受けまして、大分県では防疫ガイドラインを作成して、県内発生を想定した対策をとってまいりました。由布市における一連の経過でありますけれども、まず県の対策本部が4月30日に設置されまして、市内の畜産農家への防疫対策が開始されたところであります。

5月26日には、市と関係機関による由布市口蹄疫防疫対策連絡協議会を設置いたしまして、国、県の消毒薬の配布や飼育指導を協議会を通して行ってまいりました。

6月14日には、由布市口蹄疫対策本部を市役所内に設置しまして、市内発生時における初動体制の確認と各部署での対応、またマニュアルに基づく関係機関への連絡体制を決定いたしました。

6月25日には、市対策本部の主催によりまして、由布市畜産センターにおいて、県、家畜保健所、JAなど関係機関も参加をいたしまして、口蹄疫発生時を想定したシミュレーション会議を開催し、発生時の対応と行動について協議と確認を行ったところであります。同時に、畜産農

家へ市場の延期に伴う飼料代補助などの支援も行っていました。

8月27日には、宮崎県で「家畜伝染病・口蹄疫の終息宣言」が出されまして、4カ月に及ぶ口蹄疫対策は終息をいたしました。が、市場の延期などによる取引価格の下落、飼育経費の増加など、由布市内の畜産農家にも大きな影響が出ております。

宮崎県では、今回の口蹄疫発生により今後の5年間に県内経済に対して2,350億円の影響を及ぼすと試算しております。

国では今回の発生の原因の特定と感染経路についての調査を行っておりますが、口蹄疫はいつどこで発生するか予測が困難でございます。大分県では、9月8日に豊後大野市で大規模な防疫演習を行い、発生から殺処分、埋却までも作業が円滑に行われるかを確認をし、問題の洗い出しと、現在策定している防疫のガイドラインの実効性を確認をいたしました。由布市でも担当者が参加し、実際の作業手順についての確認を行っております。

由布市といたしましては、このような状況を踏まえながら、市内の畜産農家の所在、畜産頭数等の調査を行いまして、大分県とも協力しながら、発生時における移動制限区域の範囲や消毒ポイントの設定箇所、殺処分後の埋却箇所等について検討しているところでございます。

また、今回設置いたしました由布市口蹄疫防疫対策連絡協議会は解散せずに、情報の共有と防疫対策の機関として位置づけ、協力しながら今後の課題への対応並びに防疫事業の実施に努めてまいります。

次に、水道事業予算で、あえて赤字予算を組む理由についてでございますが、今回の収益的支出補正額は4月1日の人事異動による退職手当組合納付金の増額など、人件費に伴うものが8割以上を占めておりまして、現時点では給水収益の増収も見込めない、支出におきましても緊急性のある水道管の破管修理など維持費に要する見込み額が算出できないために、赤字予算での編成をいたしました次第であります。

次に、時松簡易水道の取り扱いについてでございますが、昨年第2回定例会で申し上げましたが、時松簡易水道は由布市の事業としては認可をされておられません。しかし、由布市簡易水道事業統合計画の中で統合を予定しておりますので、今後も地元と十分協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、9月23日に行われました「こんにちは市長です」についての御質問かと思いますが、朴木下の自治委員さんに対しましては説明を行ったところであります。

次に、肥育施設建設についてであります。が、本年6月の第2回の定例会におきまして、建設にあたりましては、寄せられた意見を事業者と十分な協議をしていると答弁をいたしましたところであります。

その後も、事業者、県と今後の建設について協議を行っておりますが、現時点では建設場所を

含めた全体計画について保留という認識でおります。計画全体の修正が可能か検討をしているところであります。

以上が私からの答弁でございます。

詳細につきましては、担当課長より答弁をいたします。

○議長（**浏野けさ子君**） 代表監査委員。

○代表監査委員（**佐藤 健治君**） 代表監査委員です。12番、西郡均議員の質問にお答えいたします。

一般質問の期限内の要旨の通告というのが決められておると聞いておりますが、期限内にそれが出てなかった。しかし、質問でございますので答弁をさせていただきます。

決算審査の中に出てないじゃないかということでございますが、沖電気からの返還金につきましては触れてないのはなぜかと、でございます。その質問でございますが、最高裁判所の判決に基づきまして、平成21年12月16日に沖電気工業株式会社代表取締役あてに市長名で市のほうは請求いたしており、平成22年1月12日に1,858万3,072円の損害賠償金が雑入の中に収入されていることを確認いたしております。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） 財政課長です。西郡議員の御質問にお答えいたします。

地方財政法第7条の剰余金積み立てに関する御質問でございますけれども、今回の決算でも各会計で剰余金が発生しております。今回の9月補正で下水会計以外についてはすべて2分の1以上、決算剰余金の2分の1以上を基金に積むようにしておりますけれども、由布市には8つの特別会計がございます、そのうちの3つの会計、老人会計、温泉館会計、後期高齢者につきましては基金条例がございませんので積み立ては行っておりませんけれども、そのほかのものについてはすべて2分の1以上剰余金を積むようにしております。

次に、予備費の充用についてでございますけれども、御質問にありました防衛施設周辺整備総務費の703万5,000円でございますけれども、これにつきましては国からの納付通知があつて、たしか2週間後に納付しなさいという期限が設定されておりましたので、時間等考えまして、補正予算、専決等が間に合わないということで2,000万円の予備費の中から充用させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 何回も同じ話をしている割には、やっぱり余りわからんですね。

それぞれ聞いていきますけれども、とりあえずきょうは後ろで皆さん聞いておられるんで、塚原

の牛舎問題から最初に取り上げたいと思います。

牛舎建設については宇佐市議会で反対の決議がされて、市長名でもこちらに届いているというふうに思います。そのことについてはどういうふうに対応しようとしているのか、そのお答えをいただきたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 西郡議員の質問にお答えいたします。

宇佐の市議会のほうから駅館川の3漁協から、肥育舎建設に対する自粛してくれという要望書が出され、議会で議決されたということで、宇佐市の副市長が私のほうにその要望書を持ってまいりました。現在今、先ほど市長が答弁しましたように、全体の見直しということも含めてやっておりますので、当然のことながらあそこでやるということが決まった時点で宇佐のほうにもそういうことになれば、当然正式な回答という形でお願いに行かなければいけないというふうに考えております。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 正式にやるかやらないかは現在保留中ということで、非常にあいまいもこしているんですね。そこで、もっと具体的なことなんですけども、牛舎建設のためにボーリングいたしました。予算の計上が水中ポンプと柵だったので、私はそんなボーリングとかいうことを想定していなかったんですね。どこか塚原に畜産農家が水が上がらないんで、どこか水中ポンプを据えるんだろうぐらいに思っていたら、実際は県が、今度の予算の中で地域活動支援事業補助金ということで金額が出ています。決算の中で。

まあ、そういう県や市の補助を使って地下水を確認したということなんですけども、これはもう先般も言いましたけども、11年前の湯布院牧場のときもそういう水源について危機感を持っている周辺住民の話が当時も議会の議論の場に出ていました。今回も、昨年の9月の常任委員会の中でもその話が出ていました。そして、当然さきの一般質問でも私、佐土原、特に鳥越の区域の地下水をくみ上げている人たちの心配も取り上げました。当然、塚原自体にも地下水でやっているところもあると思います。そういう周辺住民の懸念を払拭されているために、以下はまた言いますけれども、湯布院町の「潤いのある町づくり条例」というのがあるんだと思いますけども、基本的に、そういう地下水をくみ上げることについての周辺の同意が得られるものというふうに思っているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 農政課長です。西郡議員の御質問にお答えいたします。

今回の井戸水の掘削につきましては、先ほど議員が言われました地域活動事業ということで、県の補助を受けて、市も補助をしながら、畜舎建設のためにボーリングをしたものであります。

周辺への影響ということにつきましては、地下水の掘削についての法的な規制とかそういうものについては、一般的なものについてはありません。そういう中で、今回畜舎を建設するにおいて周辺には水がないということから、こういう事業を行ったということであります。

また、「潤いのある町づくり条例」につきましては、今回まだ地元への理解や十分な説明という形の中で、書類的には進めておりますけれども、事前協議まではまだ至っていないという状況でありますので、先ほど副市長が言いましたような、建設が進むようであればそういうものについても十分皆さんに御説明をしながら理解を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（浏野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 今の発言の中で、幾つか間違っている部分があります。

地下水に対する関係条例はないということですけど、さっき言った「潤いのある町づくり条例」の中にきちんとあるんですよ。だから、事前協議の対象の中にもそれ含まれているんで、事前協議にも至ってないという言い方をしましたけれども、そのことについては都市景観推進課長もおられると思うんで後で尋ねますけども、幾つかその点では地元の認識、あるいは私たちの認識と違うところが含まれているんで確認したいと思います。

それは、後でちょっと出ますけども、先ほど言った要するに口蹄疫の対策上どうなんかないかということで、市長も先ほどの答弁の中で、要するに移動制限の区域の設定やいろいろなものを考えて、塚原の入り口、あるいは由布院盆地のここに対しても入り口なんですね。双方にとっても重要な幹線のところに、この施設をつくるということについて、口蹄疫防疫対策上一体どうなのかという心配をだれもがするんですけども、その点はどういうふうに考えておられるんですか。

○議長（浏野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 農政課長です。御質問にお答えいたします。

口蹄疫の移動制限という御質問についてですが、家畜の伝染病予防法の第３２条の中に口蹄疫、伝染病が蔓延をしないために、させないために発生した畜舎においてはその敷地内でまず殺処分、それから埋却というような処分をするような制限が伝染予防法ではあります。

ただし、今回のような口蹄疫に関する特定の家畜伝染病予防指針というものが農林水産省のほうで出されております。今回の宮崎のように５頭、６頭の、１０頭以内の敷地内で処分ができるものについては処分をするということですが、１００頭規模、それから１，０００頭規模というような自分の放牧地等がないところにつきましては、市と県という形で協議をしながら、まずは公有地的なところを探して埋却をします。そのときの移動制限については蔓延防止の中で制限はあるんですけども、ある程度協議の中で認めていくような方向もされて、今回の処分になっております。

今回の畜舎建設に当たりまして、今協議の中で検討している部分についても、この口蹄疫問

題についてもやはり将来のことを考えた中で建設場所を含めての、それから埋却場所を含めての今検討をしているというところであります。

○議長（淵野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 私が聞いてあったのは移動制限がね、何キロ以内ということになったら、もう大変な地域じゃないかということで聞きたかったんですけども、今新たな問題が提起されました。殺処分しなければいかんという問題ですね。これになるとまだ大変なんですよ。今度規模でいいますと３００何十頭ですかね。以前の計画が４００何十頭だったんですけども、そういうどのくらいふえるかわからんような計画なんですけども、そんな頭数をそこに殺処分して埋めること自体がね、先ほども言いましたように地下水に頼っている人やあるいは周辺からのことを考えたら、とてもじゃないけど御理解いただけないんじゃないかというふうには思うんですけどね。

そのことも含めて、市長でも副市長でも結構なんですけども、どういうふうにご考慮されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 移動制限に関して簡単にお答えいたします。

先ほど市のほうで言いましたように、大体由布市では阿蘇野地域、それから塚原地域を中心にそういった肥育、肥育といいますか畜産業が盛んなところでございます。そういった意味ではエリアという面では、ある意味では昔からの畜産地帯ということでおかしいところではないというふうに認識しておりますが、新たに起こったこの口蹄疫の問題、いわゆる車の車両の防疫箇所をどこにするかとか、そういった問題も含めて、やはり総合的に考えていかなければいけないということも含めて、これはまだ原因が非常に特定されてないものですから、感染のどうやって広がっていくのかということも含めて、県なり国なりと十分連絡はとっていきたいと考えております。

そんな中でやはり市長が多分答弁したと思うんですが、畜産業というのは非常に由布市にとっても大切な産業だというふうに考えております。その両方を兼ね合わせながら、最終的な結論に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（淵野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 私もそう思います。だから、それで最も皆さんが納得いくような場所を設定するということが必要だと思うんですけども、先ほどの答弁の中で、事前協議にも至っていないということでお尋ねするんですが、進出協定をされたのは昨年１１月１３日ですね。もう事前協議をはるかに越える地下水の掘削やいろんなものが、いろいろやられているんですね。具体的には、「潤いのある町づくりの条例」の中でどういう今手続の段階にあるのか、都市・景観推進課長の今の状況を教えていただきたいんですが。

○議長（渚野けさ子君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（工藤 敏文君） 都市・景観推進課です。西郡議員の御質問にお答えいたします。

事前協議段階に至っていない事実でございまして、事前に相談があっただけでございます。この場所に牛舎等の建築を予定しているという相談でございまして、具体的な案件について協議の段階までは至っていないのが今の状況です。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 農政課長、今現地にある看板というんですかね、表示板はどういうことを示しているんですかね。

○議長（渚野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） お答えいたします。

現地に「潤いのある町づくり条例」の中で３０日以上、建設場所に、予定地に３０日以上公開をするという、開発の内容について公開をするという項目があります。

看板を設置をしたのは、昨年の１１月から塚原のほうに地元説明会を行いながら、２月、３月という中で、ある程度の地元の方の御意見も、水害等の対策についての問題で建設ができるような方向もありました。

それと、広く皆さんにこの場所にこういうものをつくるということをお知らせするための、そしてまた意見をいただくための看板というふうに理解をして立てている、業者のほうを立てたということでもあります。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 法的にはどんなことで立てているのか。

○議長（渚野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 「潤いのある町づくり条例」の中の事前公開というようなことの一つの項があります。そこに基づくものであります。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 都市・景観推進課長、正確に答えてほしいんですけどね、一体どういうことなのか、どういう条項に基づいて今のことをやられているのか、その条文も示してそのことを説明していただけないですか。

○議長（渚野けさ子君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（工藤 敏文君） 「潤いのある町づくり条例」で第何条等は私もはっきり確認できませんが、事前に看板の設置を、事前協議前に１カ月やりなさいという条例が、規則があると思います。

○議長（**渚野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**１２番 西郡 均君**） そこが重要なんですけども、休憩できればですね、ちょっとそれを確かめてどういうことかというのを明らかにしていただきたいんですけども。

非常に、地元の方は心配されているんですね。そういう点でいえば、それがどういうことに基づいて行っているのかということがわかるようにしていただきたいので、暫時ちょっと、正確な情報を得るために休憩を求めます。

○議長（**渚野けさ子君**） 産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） それでは議長、一時休憩をお願いいたします。

○議長（**渚野けさ子君**） では、暫時休憩をいたします。

午前10時42分休憩

.....

午前10時48分再開

○議長（**渚野けさ子君**） 再開します。

都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（**工藤 敏文君**） 大変失礼いたしました。都市・景観推進課です。「潤いのある町づくり条例」第16条の規定、事前公開というのがございます。それを読み上げます。

起業者は、第19条に定める事前協議に先立って、19条は事前協議をうたっている条項であります。当該事業に計画を30日間公開しなくてはならない。事業の公開にあたっては、規則で定める標識に所定の事項を記入し、開発事業等の予定地域内の公衆の見やすい場所にこれを設置しなければならないとなっております。

○議長（**渚野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**１２番 西郡 均君**） 実は業者から相談があって、今そういう段階ですというのは先ほどの答弁でね、条文を示しながらきちっとやらなければならなかったんじゃないかと思えます。

それでね、今議長からも指摘ありましたが、私自身も持っていなくて非常に申しわけないと思ったんですけども、関係しておる条文については、やっぱりそういうふうにきちっと引用しながら、議会らしいそういう節ある進め方をしていただきたいというふうに思います。

そこで、気になるのが事前協議にも至っていないにもかかわらず、市や県の介入度が露骨というんですかね、私が気になるのは。住民に市や県が直接接して、そのことでどうこう云々するというのは「潤いのある町づくり条例」を管理・監督・監修するね、市としては不適切じゃないかというふうに私は思うんですけども。その点農政課、あるいは都市・景観、担当はそれぞれ違いますけども、それを統括する上司としてどうなんだということで、これも副市長や市長について、

どちらでも結構です。お答えいただきたいと思います。

○議長（浏野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） お答えいたします。

都市計画法とかそういった法律については、実はこの物件というのは該当しない物件になっております。

ただ、「潤いのある町づくり条例」という、これは平成2年に、旧湯布院町時代につくった、適正な開発を進める、開発を抑制、誘導するという形の条例でございますが、これに市はやっぱり該当するだろうということで、基本的にはやっぱり住民の納得というのを前提に進めてきたわけでございます。

また、畜産振興という観点から昨年、県と市と開発業者で協定を結びまして、畜産振興のためにぜひ旧湯布院町でという話がありました。そういった形もあって我々は当初からこれが公害が出る施設という認識は、正直なところ持っておりませんでした。市のほうはですね。これはあくまでもいろんなところで肥育施設の実績もございますし、また農政のほうの法規、環境アセスのほうの中にも該当はこれはないと。

ただ、もっとさらに厳しく「潤いのある町づくり条例」というやつがあるんで、これにはやはり遵守していかなきゃいけないという視点で説明会を開いてきた次第でございます。その中で、いろんな御指摘をいただいて、その条件処理等についてもいろいろ工夫は考えながらやってきておりますが、現状ではまだ打開できていないということも含めて、全体的に計画、全体の見直しも含めて現在検討しているというふうにお答えしたところでございます。

○議長（浏野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） わかるように、1つは「潤いのある町づくり条例」、平成2年ですか、湯布院は。それに触発されて、旧挾間も平成7年に内容を改善して環境保全条例を整備したところであります。

なぜ変えたかという、副市長が言われたように住民の納得を得る形で事業を進めると、業者にもそれでしてもらおうということなんで、あくまでも住民にやっぱり誤解を招くような、そういうやり方というのはやっぱり慎んでもらいたい。そういう点で言えば、やっぱり事業者を全面に出して、そして事業者に対して適切な対応をすると。ある意味援助すべきところは農政サイド、いろんな態度あるかと思います。その節度を持ってやってほしいというふうに思います。

いずれにしろ、かなりの口蹄疫前は今副市長の言うとおりでよかったんです。しかし、口蹄疫があった段階で、やっぱり周辺の住民のこれに寄せる関心というのは極めて高いし、どうせやるなら住民が納得してやられる方向で事業を進めていただきたいと。納得できないことを無理やり押しつけるようなことをね、強引に、先ほどちらつと言いましたけども、地元の同意ができそう

なんでこういうことをやったというふうに言いましたけれども、その地元の同意にしても、極めていい加減な内容であるというのは先般の一般質問で指摘したとおりであります。

そういうことですから、今後進めていく上にあたっては、やはりどんな些細な問題でもきちっと対応して、地元からのいろんな要望・質問には適宜的確に早く答えると。また、大分県の回答と由布市の回答をその中に書いていましたけれども、由布市の場合はものすごいゆっくりしているんですね。何でそういうふうに、答えを出すことができんのかどうかかわからんのですけども、適宜地元の方に回答して、そして疑問があればさらに質問してくださいという対応が必要ではなからうかというふうに思うのですけども。全体的な今までの流れの中で、そのことについてどういうふうに考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 回答がおくれましたことに関しましては、私の本当に至らないとこでおわび申し上げます。

ただ、これ正直なところいろんな技術的な問題といえますか、そういったことに解する回答能力という意味ではやはり組織的に市は非常に小さいとございます。ですから、やはり県とかいろんな専門機関にも相談しながら、いろんな形で回答していかなきゃいけないというところもございます。それも含めて、県・市で、それから業者と協力しながらやるというのが、この事業の大きな最初も目的でしたので、それも含めて慎重に対応したと思っておりますが、回答がおくれましたことについてはおわびしたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 私が悲しいのはね、県がすぐに回答書を出すところがね、にもかかわらず市がなかなか、県が回答してもなかなか回答しないというところがね、もう情けないんですよ。そういう点では肝に銘じてほしいと思います。今後の展開によっては、さらに次回また同様の質問をしていきたいと思います。

さて、それぞれ皆さんから答えていただいた中で、幾つかとんでもないなと思うようなことがあるんで、お尋ねしたいと思います。

赤字予算を組まなきゃならなかったというのはわかるんですよ。しかし、それが人件費だって平気でしゃべるところがね、私には納得いかんのですよ。わざわざ今まで給料安い人をそこに配置しておってね、今度は高い人を当て込んで「人件費が高くなりました。どうしようもありません」というような、何でそういうことを説明できるんですか、おかしいと思いません。

○議長（**渕野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**庄 安人君**） 水道課長でございます。12番、西郡議員の御質問にお答えをいたします。

今、御指摘がありましたけども、4月1日の人事異動によって、職員人件費の増が主な原因となりました。今の段階で、歳出を歳入歳出で調整するか、もしくは歳出の間で調整をするかという補正が本来の姿だとは思いますが、収入も現時点で増加は見込めませんし、支出に関しても緊急の支出等が控えておる場合もありますので、それを今現在でマイナス補正、マイナスをすることもできませんので、赤字補正という形で予算を組みました。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 課長は補正をする気があるというのは伺えるんですけどね、部長職くらいはそれは市長、副市長で人事を考えるかしらんけども、職員の配置についてどの程度まで関与しているんかわかりませんが、直接の実権者である総務部長ですね、前の総務部長がもうおらんからどうしようもないんですけども、どういうふうに考えるのか、その点をお答えいただきたいと思います。

○議長（渚野けさ子君） 総務部長。

○総務部長（野上 安一君） 確かにそのような自体も発生しているのも事実でございますが、今後このようなことのないように人事の調整といいますか、人件費の調整までは視野に入れてないのが事実だと思います。その辺は今後視野に入れるかということは、検討していきたいというふうに思っています。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 人件費がこういうふうに経営を圧迫するという事になったら、視野に入れないかどうかじゃなくて視野に入れなきゃいかんのですよ。前の総務部長はだれだったんですかね。情けなくてしょうがない。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私のほうで答えいたします。

人事に関しては私のも随分関与しておりますので、私にも責任があると思っています。確かにそういった水道会計という一つの収益的経営の中で、人件費という問題はこれ結構大きな問題になってくると思います。

ただ、実は今現状では市のほうでそういった形に、水道会計に対する繰出金という形で今若干調整させていただいております。現在職員の年齢構成を見ますと、50歳以上の職員が全職員の半数以上を占めているという、非常にここ数年いわゆる職員の構造からいくとかなり変則的な状況になっております。そんな中で、この分についてはトータルとして繰出金も含めて考えていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） ぜひそういう措置をお願いして、人件費のためにこういうふうになったなんてことを言われないようにしてほしいというふうに思います。

さて、時松の簡易水道なんですけども、これは公営水道なんですよ。何回も言いますけども、一般の朴木水道のように私たちが設置してね、保健所に許可を受けた施設じゃないんです。挾間町が、現在でもそうですよ、保健所に行けばわかりますけど、水道管理者は目野直文、前の水道課長ですわな、管理者が。あの人の名前で届け出ているんですよ。にもかかわらず、なんか２８年までの何とか計画でありますなんて、そんな何をちんたらしたことをいいうのかというふうに私は思うんですけどね。自分で言いよっておかしいと思わんですか。

○議長（淵野けさ子君） 水道課長。

○水道課長（庄 安人君） 水道課長でございます。ただいまの御質問に関してでございますけども、水道事業の統合計画というのを既に作成をしております。これは県、国に提出をしたものでございます。その中で、やっぱり以前から時松は町営公営という扱いでございますので、今回の統合計画の中で地元と十分協議をしていながら統合を考えております。

○議長（淵野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） だから、統合はそれ以前の話って。あなたが言う統合計画というのは、一般の簡易水道のことでしょう。だから、既に公営の簡易水道、時松だけなんですよ、由布市内で。ほかに、公営のやつは全部今度の簡易水道の決算でも予算でも皆出ています。公営の簡易水道は。公営の簡易水道があるにもかかわらず統合しますなんて、そんなばかな話がありますか。もともと公営なのに。私の頭がおかしいんですか。再度答えてください。

○議長（淵野けさ子君） 水道課長。

○水道課長（庄 安人君） 本来は挾間町の公営の簡易水道でございました。それが、合併にときに、挾間町の条例に載っておりませんでしたので、合併の段階で由布市への公営水道とはなっていない状況です。だから、本来公営水道でございますので、由布市の今回の統合の中で取り入れていこうという、時期は若干おくれましたけども、そういう予定をしております。

○議長（淵野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 何回言うてもわからんようですね、ちょっとどっちの頭が悪いのか、公式に私は保健所を通じてこれを問題にしたいと思います。なぜこういうことになっているのかね。どういうことかといいますと、行政としてやっぱり設置条例を自分たちでつくらなきゃならん旧挾間町がしなかったというのは、それは問題がありますよ。その当時議員だった私にも責任があるかもしれん。しかし、もう既に由布市ですから、そこ辺の齟齬は早急に由布市の段階で何とかできると思うんですよ。計画を待つて云々かんぬんという問題じゃないんですよ。それでも統合というんなら、もう一回市長、副市長どっちでも結構です。言ってください。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私のほうからお答えいたします。

過去のいきさつについては御案内のとおりだと思いますが、とにかく急いでいわゆる市の簡易水道に組み込むということについては最大限急ぎます。それはお約束いたします。統合計画が現在あるということは、一つは統合計画の中で国の補助事業等も適用できるというそういったメリットもございます。統合計画がないと国の補助、統合計画というか、簡易水道の計画がないとなかなか補助が使えないというのも1つあったのと、あともう一つは地元の水道料金に対する御理解ということも含めて、やはり協議の期間が必要だと思います。今までは自分たちで管理していたんで、ある意味では水道料金がどうなっていたのかということも含めて、やはり御理解していただかないと難しい部分がありますので、そのあたりもお話をした上で、早めにいわゆる市の簡易水道としての認定を急ぐということをお約束したいと思います。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） そういう方向でお願いします。

私も言いましたけれども、朴木下の区長さんにはどのように伝えたのか、私は公の場で彼女は市長に言いましたし、私の公の場で一般質問したのですから、この公の席でどういうふうな形でそれが伝えられたのか教えていただきたいと思います。

○議長（渚野けさ子君） 総務部長。

○総務部長（野上 安一君） 昨年の7月に実施した「こんにちは市長」のその経過の内容につきまして、自治委員さんに御報告したと。収納云々についてじゃなくて、そういう経過が片づきましたというふうなことについて、自治委員さんに御説明をしたという経過でございます。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。

○議長（渚野けさ子君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 式男君） 総務課長です。4月以降に副市長が直接三重野さんと面談したと。で、御了解いただいたということで、その旨を時松の区長にお伝えを申し上げました。朴木下です、区長にお伝えしたということです。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 日にちまで覚えてないかもしれませんが、副市長そういう点で本人がどういうふうに了解したのか教えていただきたいと思います。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） それでは私のほうからお答えいたします。

日にちは覚えてないんですが、三重野さんのところに直接尋ねていきまして、現地でこれまでのいきさつをお聞きするとともに、問題となっている金融機関の関係とかそういうお話も聞いて、

私のほうでもその金融機関に出向いたりいたしました。

それからあと周辺の崩壊の状況等も調査いたしまして、それに対しても前向きに今後は考えていくというお約束をいたしまして一応、本当に心から納得かということは別にして、こちらとしてのこれまでの経過と、それに対する対応という形でやらせていただいたところでございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） できればそういう途中の経過を、質問した私にやっぱりきちっと口を切って教えるということをやらないと、私は何をいつまでもたもたしているんかというふうに。まあ、大概もたもたしていることばかりなんで、一緒に考えておったんですけども、そういうことがありますので、今後はお互いにそういう点では聞き合わなかったところが、ちょっとミスだったというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、12番、西郡均君の一般質問を終わります。

これで、今回の一般質問はすべて終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開します。

.....

## 日程第2. 報告第6号

○議長（**渕野けさ子君**） これより各議案の質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い議案ごとに通告書の提出順に許可をいたしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いいたします。

それでは、日程第2、報告第6号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

.....

## 日程第3. 報告第7号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第3、報告第7号平成21年度決算における健全化判断比率についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

.....

#### 日程第4. 報告第8号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第4、報告第8号平成21年度決算における資金不足比率についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第5. 報告第9号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第5、報告第9号平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第6. 認定第1号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第6、認定第1号平成21年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に一般会計歳入全般、次に歳出の款別に、次に特別会計、最後に審査意見書についてとし、通告順に行います。

それでは、最初に一般会計歳入全般について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 23ページのふれあい農園農林水産使用料がどうして収入未済なのか、教えていただきたいと思います。

2つ目は、住宅家賃収入の滞納繰越分がどうして、貧困世帯の減免ということになると調定の減になると思うんですけども、いずれにしろ全くないというのがちょっと私にはわからないんですけども、全員が悪質な滞納者なのか。いわゆる住宅の減免を適用させる世帯がなかったのかどうか、伺いたいと思います。

3番目に、道路改良事業費国庫補助金と公営住宅国庫補助金の減額理由。

4番目に、農業費県補助金が4億円から2億円に減った理由。

5番目に、農業費県補助金の地域活動支援事業補助金、先ほどちらっと言いましたけども、具体的に説明してほしいと思います。

6番目に、労働費の県補助金の緊急雇用創出事業臨時交付金の、これは成果のところで言ったほうがええんかね。成果の12ページで生活緊急対策の一覧表をずっとつくっていますけども、緊急雇用創出事業については全く一覧表がないので、それはどうしてなのかお尋ねいたします。

7番目に、消費者行政活性化子育て支援特別消費者福祉特別対策基金等に予算措置をしてなくて、今度決算でまとめて上げております。収入調定は予算措置しない場合どういうふうになっているのか、全くわからないのでわかるように教えていただきたいというふうに思います。

8 番目に、民生費の過年度収入、どうして予算との開きが大きいのか教えていただきたいと思っています。同時に衛生費の過年度収入とは一体何のかも教えていただきたいと思っています。

以上かな。

○議長（淵野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 西郡議員の御質問にお答えいたします。

ふれあい農園にかかわる農林水産使用料の未収金につきましてでございますが、ふれあい農園を含む陣屋の村の前指定管理者が昨年7月までで撤退をいたしました。その際、ふれあい農園の利用料金について年間利用料金ということで4月、5月に利用者から指定管理者が徴収をしておりました。指定解除後の8月から翌年の3月までの料金が指定管理者から市に納入されなければならない使用料です。解除後の使用料ということであります。

この未納額につきましては、分割してでも由布市へ納付するという事で前指定管理者との、社長との協議を行っております。納付書等もお送りはしているんですけども、5月の出納閉鎖までには納入がなされていなかったもので、未収扱いということであります。

○議長（淵野けさ子君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。住宅の使用料、滞納繰越分についてお答えいたします。

住宅家賃は、入居時点の収入により決定をします。年度途中の状況により収入減の場合は、減免措置を受けることができますが、21年度につきましては申請者はございませんでした。

また、平成20年度よりは不納欠損の処理は行っておりません。滞納者につきましては、生活実態を把握して必要に応じて不納欠損の措置を検討していきたいと考えております。また、督促をすれば滞納者の方の納入をしてもらえる入居者はおりますので、全員が悪質な滞納者とは考えておりません。

次に、決算書27ページ、土木費の国庫補助金の件でございます。道路改良事業費補助金につきましては、道整備交付金事業が3路線、地域活力創造交付金事業が1路線で、この4路線の事業を一部の事業費を22年度へ繰り越しをいたしました。この関係による補助金の減であります。

公営住宅の補助金につきましては、耐震改修促進計画策定事業を900万円でございますが、これを22年度に繰り越しをしたことが主な要因であります。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 次に、農業費の県補助金の4億円から2億円の減額につきましてですが、パブリカにかかる経営構造改善対策事業の事業費、約1億9,000万円の繰越明許費による減額であります。

次に、地域活動支援事業補助金につきましては、大分県の地域活等支援事業といたしまして、牛の肥育施設の建設にあたり、事業地内に事業用水を確保するために地下ボーリングを行った事業への補助金であります。

○議長（**渕野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 次にお答えいたします。

緊急雇用創出事業交付金の一覧表でございますけど、商工観光課のほうでまとめたものがありますので、後ほどお配りをしたいということで思っております。

○議長（**渕野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） それでは39ページの消費者行政活性化子育て支援特別障害者福祉特別対策基金の予算措置のことでございますけども、これにつきましては3月までの補正予算で計上しているところでございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（**宮崎 直美君**） 子育て支援課長です。12番議員さんにお答えいたします。

保育所の運営費の20年度の精算によりまして、国庫補助金457万9,385円、それから県補助金228万9,692円、合計686万9,077円を21年度で収入計上をしたものでございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長です。43ページの衛生費過年度収入2万3,000円でございますが、平成20年度まで健康増進事業、住民検診事業として県の補助金がついておりました。それが、廃止に伴いまして、制度精算金の廃止ということで過年度不足、収入不足となっているところでございます。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 今聞いたので最初のふれあい農園の分は今現在どうなっているのか教えていただきたい。

7番目の財政課長の答弁で3月まで補正予算で計上しているということなんですけども、いつの補正予算で上げたのか教えていただきたいと思います。

それと、民生費の過年度収入については、やはりせっかく備考欄があるわけですからね、過年度収入はもう当たり前のことなんで、備考欄でどういうことなんだということがわかるように表記していただくとありがたいです。

○議長（**渕野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） ふれあい農園の未収につきましては、今現在も入っておりませんが、

これにつきましては5月の出納閉鎖以降確認をいたしまして、今相手方と協議をしているところであります。

○議長（**浏野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。障がい者福祉特別対策基金につきましては、6月の2号補正、それから3月の7号補正で計上いたしております。  
以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（**宮崎 直美君**） 子育て支援特別対策基金につきましては、平成21年度補正予算（第4号）で530万円を計上いたしました。  
それから補正予算第7号で減額の300万円を計上いたしております。  
以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 3月補正のほうで計上しております。

○議員（**12番 西郡 均君**） 済みません。ありがとうございました。

○議長（**浏野けさ子君**） いいですか。次に、歳出について款別に質疑を行います。

まず、4款衛生費について。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 82ページ、予防費で20節不用額の2,176万3,000円について御説明をお願いしたいと思います。

あと、環境対策費の85ページ、13節地籍図閲覧システムというのが上がっております。予算措置は予備費の流用からだと思うんですけども、それも含めてどういうものなのか教えていただきたいというふうに思います。

そして、次の87ページの塵芥処理費の委託料13節のごみ収集業務6,145万5,000円、どう考えたって由布市には環境衛生組合があるのにかかわらず、ごみ収集業務がいまだに市が別に行っているというのがね、私には全く理解できないんです。何でなんですか、教えてください。

○議長（**浏野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長です。83ページ、20の扶助費の分でございますが、2,176万3,000円の不用額が出ております。これにつきましては、2つほど原因がございます。高齢者肺炎球菌予防接種助成金がこの途中でやった部分でございます。そして、新型インフルエンザ予防接種助成金につきましても、国の方針に基づきまして積算をしたところ、非常に受診率が低くなりました。その要因としてもたくさんございますけど、まず自由にワクチンが入らなかった分、そして罹患者がふえた分とか、いろんな要因がございます。実績としてこういうふうな実績になっております。いずれにしても、当初も見積もりと申しますか、積算が

甘かった部分はそういうことでございまして、不用額がこれだけの不用額となっている状況でございます。

以上です。

○議長（渚野けさ子君） 環境課長。

○環境課長（秋吉 一郎君） 環境課長です。11の地籍図の閲覧システムについてということで、これについては昨年度の挾間町の産業廃棄物の処理施設計画がおきたときに、土地利用計画図作成をつくらないといけないということで、これは航空写真に地籍図とか、農業用水路、農振図、それから関係者、産廃の関係者の所有者とかそういうのを色分等重ね合わせた図面をGISシステムを使って作成したものでございます。これは、急を要した経緯がありまして、途中で予備費を流用して補正したわけで経緯があります。

それから、次の塵芥処理費のごみ収集業務委託ということで、二重行政一元化すべきだという質問でございますけど、これについては合併時から庄内と挾間は一部事務組合の、由布大分環境衛生組合のほうで清掃業務を行う。で、旧湯布院町は独自で清掃業務を行って、こういう業務委託料を組んでいる経緯です。一応、今後については今由布大分環境衛生組合が大分市の動向を見えています。大分市が由布大分環境衛生組合から離れるという経緯があれば当然、由布大分環境衛生組合も由布市の単独になりますので、そのときは当然一元化をするという方向で検討していかないといけないかなというふうに考えております。

○議長（渚野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 不用額、これくらい出て例えば継続だけでも1,500万円でほとんど使っていないということでね、これ返さなくていいんですかね、そこ辺がちょっと私真剣気になっているんですけどね。2,000万円もそのまま猫ばばしていいもんじゃろうかと思って気になっておるんですけども。後で。

それともう一つはごみ処理なんですけど、これははっきり言って捕まった吉村何とかいう町長がすべてを民間委託するつもりであれ存続させたいんですよね、基本的には。合併当時。だから、ほかのも民間委託、ゆうびがするつもりで存続させたにもかかわらず、それがもうチャラになったんですから、そこ辺はもう頭から考え直して、どうしたらいいかというのをごみ処理を考えなきゃいかんと思うんですよ。1つの行政がごみ処理を2つの機関でやっているなんてそんなばかな話ないですよ。もともと一つの民間にするというつもりでああいうことをたくらんでいたのが、この何年間も放置したままというのが、私には考えられんですけどね。特に——意見になってしまいうな、もういいわ。とにかく2,000万円について教えてください。

○議長（渚野けさ子君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。1,500万円の繰越金についてでござい

ますけど、現在も新型インフルエンザの予防接種が続いております。

○議員（１２番 西郡 均君） 継続しよる。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） はい。継続中でございます。

○議員（１２番 西郡 均君） はい、いいです。

○議長（淵野けさ子君） いいですか。次ぎ行きます。次に８款土木費について。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） １３０ページを開いてください。１０３ページやったな、ごめん、ごめん。１０３ページ。道路新設改良費の１２節その他手数料、その他というのはもろもろ雑多の手数を指すんでね、こんな金額がまとめてあるやつについてはきちんと何の手数料か書くべきだと。決算のときはそうすべきだということを、何回も決算の都度言いよるんですけどね。どういことでしょうか。

要するに細説については、その他しかしてないんでね、細説どおりというここなんでしょうけども、決算書としては何のための備考欄かというのは、きちっと説明するための備考欄ですけんね、そこ辺を書いたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、教えていただきたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） お答えいたします。

予算科目の手数料につきましては、現在私ども財政課のほうで２０近く固有名詞を打っておりますけども、それ以外につきましてはその他手数料ということで処理をさせていただいております。今、御質問のその内訳でございますけども、お手元にお配りしております主要施策の成果説明書の１４ページに載せておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（淵野けさ子君） いいですか。

○議員（１２番 西郡 均君） はい、いいです。

○議長（淵野けさ子君） 次に、１０款教育費について。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） １１７ページを開いてください。小学校管理費の繰越明許費、ずっとって中学校、幼稚園、それぞれの繰越明許の主な工事を予定しているものについて教えていただきたいと思います。

給食センターの建設費の不用額が１億１，６００万円になっています。でいいんですかね。どういことなのか、教えていただきたいと思います。

また、公民館の繰越明許費も何の工事が教えてください。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森山 泰邦君） 教育総務課長です。12番、西郡議員にお答えいたします。

まず、工事請負費の件でございますが、小学校管理費の1,500万円につきましては、平成21年度の国による緊急経済対策の目的で交付されたきめ細やかな臨時交付金事業による工事費でございます。平成22年3月の定例会で御承認いただきました。現在、平成22年度におきまして、各小学校の施設、設備の実態調査を踏まえ執行しているところでございます。

主なものといたしましては、挟間小学校の家庭科教室の改修工事、中学校管理費につきましては挟間中学校の武道場の改修工事、幼稚園管理費につきましては挟間幼稚園の増築工事、こうしたものを行っております。

次に、給食センター建設費の不用額についてでございますが、由布市学校給食センターの事業につきましては、平成19年度から平成21年度の3カ年の継続事業として実施いたしました。この3カ年での継続費の逓次繰越しで執行しているところでございまして、不用額につきましてもこの3カ年の累計でございます。内容といたしましては、委託料の2,084万500円、工事請負費の2,143万6,650円、備品購入費の7,350万4,264円という内容でございます。

不用額となった主な理由といたしましては、入札残等によるものでございます。

以上でございます。

○議長（渕野けさ子君） いいですか。

○議員（12番 西郡 均君） 公民館。

○議長（渕野けさ子君） 中央公民館長。

○中央公民館長（菅 正則君） 中央公民館長です。12番、西郡議員の質問にお答えします。

公民館の15節繰越明許費は何の工事かということでございますが、内訳につきましては、庄内公民館分が自家用発電機及びポンプ制御盤設置と2階和室用エアコン設置でございます。次に、湯布院公民館分が変圧器の取り換え、自家用発電機及びポンプ制御盤設置、和室及びロビーエアコン設置、屋上及び中庭の防水工事でございます。

以上でございます。

○議員（12番 西郡 均君） いいです。

○議長（渕野けさ子君） 次に、国民健康保険特別会計について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 運協の委員なんでね、運協が開かれていればそのときにお尋ねすることができたんですけども、ここでお尋ねします。一般質問でも少し触れましたけれども、決算を運協で協議しなくてよいのかどうか、そこ辺がまず1点。

2つ目は、第三者行為による損害賠償額が求償事務費、いわゆる5%の求償事務費と金額が合わないんですね。それは過年度分とかいろいろなものを含んでいるのかどうか、そこ辺を教えて

いただきたいと思います。

それと、多額の流用ですね、これについてやっぱりきちっと、私聞いているんかもしれんけども、どういうふうに思っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 保険課長。

○保険課長（**津田 淑子君**） 保険課長です。12番、西郡議員の御質問にお答えいたします。

まず初めの、1番目の決算は運営協議会で協議しなくてよいかという御質問でございますが、合併以降、運営協議会では決算議会後に報告事項として議事に上げさせていただいております。19年度のみ8月に1度開催しております。決算につきましては、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議いただく運営協議会には事前に説明すべきであったと私も思っております。今後につきましては、会長と相談の上、対応させていただきますが、21年度決算につきましては事後報告となりますことを御了承くださいますようお願いいたします。

それから、2番目の155ページの雑入の第三者行為にかかる損害賠償金が求償事務費と合わないという御質問でございますが、第三者行為にかかる損害賠償金につきましては、大分県の国保連合会に委託しております求償事務により8名分で323万4,379円を受け入れております。その求償事務の委託料手数料としまして5%を支払うこととなります。で、今回、御指摘の件につきましては、22年1月から3月分162万3,014円の委託料の分の請求が22年の4月9日に請求がありましたので、22年度予算で4月30日に8万1,147円をお支払いしております。3番目の予備費の多額流用という件でございますが、退職遡及対象者の療養給付費等の振りかえ額が見込み額より増加したため、21年度につきましてはやむなく予備費充用の措置をとらせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） その流用の経過については、また次の運協で詳しくお聞きしたいと思います。いいです。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、主要施策の成果説明書について。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 主要成果といえるかどうかかわからんですけども、一般質問の中で同僚議員、利光議員が指摘されていましたが、学校でまたパソコン等いろいろ機材を入れているんだけど、73ページの緊急経済危機対策で入れたけども、有効活用されていないという指摘が一般質問でもされておりましたけれども、実はパソコン教室、庄内ですかね、行って使うんだけど、要するに使えないというんですね。

どういうことかよくわからんというか、直接言われたわけじゃないんですけども、パソコンクラブのメールが私にも配信されています。それを見ると、そういうのがずっと並んでいたの、

担当課はそれ御存知だと思うんですけども、社会教育から学校教育のほうに、教育総務になるんですか、こういうパソコンを配るのは。そういうところでそういう議論がされているのかどうか気になるんですけども、教えていただきたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育総務課長。

○教育総務課長（**森山 泰邦君**） 教育総務課長です。西郡議員にお答えいたします。

今、御質問のパソコンにつきましては、学校の授業の支援のためのソフトとしてウィンバードというものを導入いたしております。このソフトは、児童の操作状況を先生のほうで確認できるというものであるとともに、すべてのパソコンが電源を切るたびに操作中に行った変更などがすべて消去されまして、また次に使うときには初期設定の状態で使用できるというものでございます。

これは、学校教育の面では常に同一の環境を子どもたちに提供できるということから、大変評価をされております。ただ、一方学校以外、社会教育面等での利用の場合につきましては、データが保存できないや、また他のソフトのインストールができない。そうしたことが生じるかと思えます。社会教育での利用の際につきましては、教育総務課のほうに御相談いただければ、必要な部分について可能な範囲で対応をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 2点目のこと言い忘れていたんですけども、体育施設費に地域活性化生活対策臨時交付金5,906万円繰り越されているけども、4,000万円はどうなったのかということについて、お答えをいただきたいと思います。

今の回答についてなんですけども、実は2年前のここにおられる社会教育課長さんのときに、パソコンをですね、湯布院でパソコン教室するのにビスタを導入したんですね。そして非常に利用できなくて、後、対応性がきかなかったんですね。そういう轍をですね、同じ轍を2回も3回もなんか繰り返すようなことで、総合的には相談があれば対応するようにすると、総務課のほうでは言っているんで、クラブのほうにはそのように伝えて、できるだけ皆さんが困らないように、対応できるようにしてくれるそうですとは伝えます。しかし、そんな地域の先生を雇うていろいろするという教育がはやっているときにね、地域から行ったら全然対応できなかったんじゃ話にならるのでね、できるだけそこ辺はそういうことを聞いたら、直ちに対処方できるような手を打ってほしいというふうに思います。

それで、後のほうの回答をお願いします。

○議長（**渕野けさ子君**） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（**加藤 勝美君**） スポーツ振興課長です。西郡議員の質問にお答えをいたし

ます。

主要施策の成果説明書 88 ページの体育施設費に地域活性化生活対策臨時交付金が 5,960 万円繰り越されているが、4,000 万円はどこへという質問にお答えをいたします。

主要施策の成果説明書の 11 ページをお開きください。このページに繰り越し事業で実施いたしました地域活性化生活対策臨時交付金事業について一覧表を記載をさせていただいております。

上の表の下から 2 行目の体育施設費で体育施設整備事業、湯布院テニスコートほか整備事業ほかの 3,797 万 7,030 円、この金額が御質問いただきました事業費用でございます。

以上です。

○議長（渚野けさ子君） 12 番、西郡均君。

○議員（12 番 西郡 均君） それが主要施策の中のどこに書いてあるんですか、今の表以外に。この具体的な主要施策として説明する欄の。

○議長（渚野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） お答えいたします。

主要施策の本来ですと、88 ページに載せるべきでしたけども、今回は漏れておりまして次回から並んで記載するようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議員（12 番 西郡 均君） そのことを言いたかったんですけどね。

○議長（渚野けさ子君） 次に、決算審査意見書について。12 番、西郡均君。

○議員（12 番 西郡 均君） 一般質問の続きであります。なぜ、触れられなかったのか、その辺を教えていただきたいと思います。

ついでに言いましたけども、ついでで悪かったんですけども、債務負担行為ですね、前回はあのような警告を発しながら、今回は一字もないということは非常に苦になっているんですよ。現に何千万円も今、支払いをめぐって裁判も行われています。一言あってしかるべきだったんじゃないかと思うんですけども、監査委員の御意見を伺いたいと思います。

それと、もう一つは農集で、書かんでもいいこと書いているんですね。不明水の調査も一段落ついてなどということを、一般質問でも同僚議員が一段落どころか、今解明中だということを答弁で聞いたばかりなんですよ。だから、担当課は監査委員にうそばかり報告しているんじゃないかと苦になっておるんですけどね。そこ辺は監査委員はどういうふうに認識しておられるのか、お伺いいたします。

以上、3 点です。

○議長（渚野けさ子君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 先ほどの雑入の件でございますが、一般質問のときにお答えしたところでございます。

弁償金のことにつきましては、一般質問でお答えしたとおりでございます。また、不明水のことでございますが、一応予算的にはこれが一段落したということで受けとめております。一つの区切りがついたという意味合いで用いたものでございまして、今後の経過についてはまた担当課を中心に方向性を示していく必要があるかと思えます。

○議長（渚野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 一般質問の答弁がでたらめだから言っているんですよ。

○議長（渚野けさ子君） 議案質疑をしてください。

○議員（12番 西郡 均君） 議案質疑、ここには書いてあるんやけど。

○議長（渚野けさ子君） いや、一般質問の続きじゃちょっと困るんですけど。

○議員（12番 西郡 均君） 一般質問、ここに指摘してますから。そういう点で言えばやっぱりきちっとね、監査意見で裁判、住民監査請求でやったことなんですから、最高裁の判決を受けて、監査委員としてのまとめをすべきだったというふうに思うんですけども、それしなくていいというふうにお思いでしょうか。

また、債務負担行為については前回あんなふうに指摘しているわけですから、その後、現在の経過も含めて関心を持って、やっぱ意見書に触れるべきだったというふうに私は思うんですけども、その点についてどういうふうに監査委員として考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（渚野けさ子君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 御意見として十分承っておきます。今後、次年度の監査においてはそのことにも触れていきたいと思っております。

○議長（渚野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 残余のことをいっぱい監査委員出しましたけども、監査事務局が総務常任委員会ですので、監査事務局にお尋ねするようにいたします。

以上でいいです。

○議長（渚野けさ子君） 以上で、認定第1号の質疑を終わります。

---

## 日程第7. 認定第2号

○議長（渚野けさ子君） 次に、日程第7、認定第2号平成21年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 認定2号、これはほかのやつにも全部共通するんですけどね、あと今度出された議案すべてにも共通しています。書式がやっぱり不統一なんですね。それで、書式を統括する総務課長がきちっと見てないんじゃないかと。一応担当課に任せるというふうに

なっていますけども、書式的には常任委員会は総務課長はうちですからね、余り書式のことをいうと言われんのですけども、担当課長としてお答えをいただきたいと思います。担当課長どこですかね。

もう一つは、水道事業の決算について、先ほど国保の場合は運協をしなかったということだったんですけども、水道運営委員会ではどうだったのか、そこ辺も教えていただきたいと思います。また、出された議論としてはどんなことがあったのか。もし開いておれば教えていただきたいと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**庄 安人君**） 水道課長です。様式については一般会計に合わせた様式で統一をしていきたいと思っております。

2点目の運営協議会でどんな議論がなされているのかという御質問に対してでございますけども、水道事業の運営に関することとか、重要な案件を審議をしていただいております。今回は8月23日に運協を開いて、予算決算そして基本計画等の御審議をいただきました。

○議員（**12番 西郡 均君**） はい、わかりました。

○議長（**渚野けさ子君**） これで、認定第2号についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（**渚野けさ子君**） 再開いたします。

.....

#### 日程第8. 諮問第6号

○議長（**渚野けさ子君**） 日程第8、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

.....

#### 日程第9. 議案第60号

○議長（**渚野けさ子君**） 日程第9、議案第60号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

.....

#### 日程第10. 議案第61号

○議長（**渚野けさ子君**） 日程第10、議案第61号由布市過疎地域自立促進計画についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、新井一徳君。

○議員（８番 新井 一徳君） ８番、新井です。議案の第６１号ですけども、過疎地域自立促進計画、本年３月に過疎法の期限が来まして、４月に新たに６年間延長されました。一部改正されたと聞いていますので、前の計画との相違点についてもう少し説明をお願いします。

２点目としまして、基金の積み立てを行うことができるようになったと思いますけども、その対応策とまた基金積み立てを行うのであれば、その基金条例はどのようにするのか、お尋ねします。

○議長（刈野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。８番、新井議員の御質問にお答えします。

まず、第１点目の前の計画との相違点についてでございますけども、今回の改正によりまして変わった点につきましては、まず１点目として人口要件とか財政力要件とかいうことが一部追加になっております。

それと、市町村のこの計画について、過疎の市町村についてはすべての市町村がこの計画をつくらなければならないということになっておりましたけども、今回からはつくることができるという義務づけの廃止が行われております。

それと、一番大きな点としまして、今回の改正で過疎の対象事業がソフト事業を含めてできるということで追加になっております。主に追加になった事業としましては、認定子ども園、図書館、自然エネルギー利用施設、それと小中学校の校舎については以前もあったんですけども、その場合統廃合したところのみでしたけども、この統廃合要件というのがなくなりまして、すべての小中学校の校舎にもできると。

それと、大きく変わったのがソフト事業についてもできるということで、基金の積み立ても含めてソフト事業が過疎対象に事業となりました。

そういったことから、今回の計画ではソフト事業として新たにコミュニティバスの運行事業、延長保育事業、子ども医療費の助成事業、田舎で暮らし隊事業、活力創造事業、由布コミュニティ事業、小規模集落支え事業など多くのソフト事業を今回の事業に盛り込んでおります。

具体的に言いますと、前回の事業数でいきますと、１１９の事業が前回の計画に盛り込まれておりましたけども、今回は１０６の事業を盛り込んでおります。このうち前からの計画から継続して引き続き行う事業として５１の事業、新規事業として５５の事業を盛り込んだところでございます。

さらに、基金についてでございますが、議案の５５ページを見ていただきたいと思いますんですけども、今回から基金の造成ができるということで、一応コミュニティバスの運行事業につきまして、基金を積み立てる計画に一応いたしております。積立額としては、一応３，０００万円ということなんです。

なぜ、基金を積み立てるようにしたかといいますと、過疎債、特にソフト事業についてはその年度の事業枠というのが国から示されまして、事業枠というのが決まってきます。使える金額がですね。そのため、基金を積み立てておきますとその事業枠を超した場合でもこの基金によって事業の継続ができるということで、基金の積み立てを行うようにいたしております。

なお、基金の積み立てを行う基金条例につきましては、今回この計画を御承認、議決をいただいたならば、それを受けまして12月の議会で基金条例の御提案を改めてさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

### 日程第11．議案第62号

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、日程第11号、議案第62号由布市名誉市民条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） それでは、議案62号についてお伺いします。

これ、前の挾間町のときの挾間町名誉町民条例があったのでそれを見たんですけど、こういうのを基本にしてつくったと思うんですけど、推挙するためにどういう手順で上がってくるのかというのが、ちょっとわからないのでお伺いします。

そして、選定する、市長が議会に同意を求めて選定するとありますけど、選定するという意味もちょっとわからないんです。ということは、市長が推挙するのか、市民が選んで市長が議会に同意を求めるのか。そして、何人か上がってくるので選定するのか、ちょっとその辺もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 総務課長。

○総務課長（**佐藤 式男君**） 総務課長です。田中議員にお答えします。

推挙の手順というのは、学術文化や産業進展にかかわる著名な受賞があった。また、学術や産業進展等の貢献に対して市民の間で多くの推挙の声がある者に対して、由布市の名誉市民にふさわしいと市長が判断したものを推挙し、対象者が名誉市民にふさわしいかを議会にお諮りし選定いたします。

選定の意味といたしましては、社会的にまた由布市への生活文化への貢献が郷土の誇りとして尊敬に値するのであるとして伝えるという意味と、このような称号の贈与があることにより広く市民が学術文化や産業進展等の社会貢献への意欲を喚起するものも合わせて目的としております。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） 15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） そうしますと、選んであげる、こういう人はしてくださいというの是一般市民でもいいんですか。一般市民の人が、私が例えばこの人がいますよと、もうこれだけのことをしているからこの人を推挙していただけませんかというふうなあれで持って上がったでもいいんですか。

○議長（**渚野けさ子君**） 総務課長。

○総務課長（**佐藤 式男君**） 総務課長です。もう広くという形の中で、例えば議員の皆様からでも、市民の皆様からでもそういった声が上がればというふうに私どもは考えております。

○議長（**渚野けさ子君**） 田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） じゃあ、選定するとあるんですけど、1年まとめてするのか、時期的にとかするんですか。その都度、上がった都度、議会が近ければそのときにとかかけるんですかね。

○議長（**渚野けさ子君**） 総務課長。

○総務課長（**佐藤 式男君**） あくまでもその都度だというふうに考えています。

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第12. 議案第63号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第12、議案第63号由布市水防協議会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第13. 議案第64号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第13、議案第64号由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） お伺いするのは3点ございます。

1点目が、もう既に課長のほうから資料をいただきました。過去の助成の実績、それにのってこの条例を改正するのだらうと思いますので、そのあたり、また理由をお聞かせ願いたい。

もう1点が、提案理由が他市との均衡を考慮するというようになっておりますけども、その他市とのどんなところを考慮してこの改正に至ったのか。年齢を変えているわけですから、年齢だけではないと思いますので、その部分もお聞かせください。

もう一点が、私どもの住んでおります湯布院地域は町の特性上業者は多いございます。条例改

正で経営への影響がどのように出るのかちょっと不安な面もありますので、そのあたりの影響をどのように考慮したのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。11番、溝口議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目ですが、比較根拠につきましては見直しを検討する段階で、事業の内容からしまして、一つに助成対象年齢、それから1回当たりの助成単価、それから年間の利用回数になろうかと思いますが、今回につきましては高齢者施策としての事業の基本的な内容の見直しということで、助成対象年齢の見直しとしたところでございます。

2点目についてでございますが、21年度の施術業者別の利用実績で見ますと、市内で8カ所の指定施術業者があり、湯布院4、庄内1、挾間3となっております。年間の助成対象利用人数の少ない施術業者で延べ年間ですが42から67人、多い施術業者で延べ637から845人となっております。そのうち、施術業者ごとの見直し分の割合までは出しておりませんが、全体の利用実績からは約2割の方が見直しの対象者となることになろうかと思っております。

ただ、この制度の目的は高齢者自身のための施策であり、助成対象年齢を見直すことにより施術業者の方へは多少の影響は出てくるのかなということも考えましたが、協議を進めていく上で御理解を求めていただきたいというふうに考えております。

それから、助成実績の推移からということでございますが、合併後旧町から引き続き実施されたわけでございますが、18年度につきましては年間の利用実績で113万1,000円、21年度が208万6,000円ということで、約倍増しております。その辺の部分も考慮しながら、今回の見直しということでございます。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 財政負担が18年度113万円から、22年度で218万円というふうに上がっているんですが、実際の申請者の数も480と、21年度がですね、ということですし、人数も暫増とは言えるとは思いますが、さほど大きな財政負担になっていると、倍とは言いますが100万円という増でございますし、そのあたり確かに今の由布市に中では若い子どもたちへ手厚い、若い親御さんが住んでよかった、住みたいと思うようなまちづくりというのは確かに実践されていて、これは県内でも誇るべき部分がございます。

しかし、こと高齢者に対します住みたいまち、住んでよかったまちに由布市をしていこうとする場合には、こういった条例で手厚いサービスを行うのも一つの手法であって、お年寄りたちが本当に喜んでくれるのではないかなと思うんです。このあたり負担額ということと、そのための

効果などを再考してみてもどうかと思うんですけども、これはもう他の市の状況などから均衡を図るためということで貫き通しますか。

○議長（**渕野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。確かに議員さんおっしゃられることもあるのかと思います。私もそういうふうを考える部分もありますが、高齢者施策として市の方針としてこの事業につきましては、行革の中でも見直しの事項に上がっておりますので、今の段階では高齢者施策としての方針を示し、御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） では、また対極になりますけども、このあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうで生活なさっている方々のほうにとりましては、庄内町は1軒で、挾間が3軒で、湯布院が4軒というデータをいただいておりますけれども、受療なさっている方の数というのは随分と湯布院地域が多いんじゃないかと思うんです。しかるに、この条例改正である程度の収入、生活費の目減りというのも十分に推測できます。そういう不安を解消するためにも、やはり行政としてはこの条例を改正するということになりますと、その生活している方々に対する説明と、あるいは納得をいただくということは、もうこれは不可欠だと思います。その点の準備あるいは、今後の周知徹底の計画というのはどういうふうになっているか、お聞かせください。

○議長（**渕野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。現在、市内で8施術業者の方を指定しまして行っている事業でございますが、今後それぞれ施術業者の方とお話をしまして、御理解をいただきたいというふうに考えておりますし、そうしなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 同僚議員が大部分を質問しましたが、ちょっと若干視点を変えて質問いたします。

提案理由は、私もちょっと問題があるんじゃないかと思っております。

というのは、既にもう60歳以上でこれを施行すると、来年の4月からということでもう、既に今対象となっている人たちがこの助成を受けられなくなるわけですね。この対象がこれを21年度の実績で96名対象者がおりますけども、来年どのくらい、その対象になる人がわかりませんが、我々団塊の世代がこういつて簡単に条例改正をされることによって、迷惑をこうむるというのはあると思うんですよ。

何で、そういうことを言うかということと湯布院では結構60歳以上でも、旅館等で働いている方

がおります。職業病的に関節が痛いとか、腰が痛いとか、そういうことでこういうところにお世話になって、それでまた継続して勤務ができるようなことの実態がありますけどもね、その辺をどう考慮しているのか。そういうことがいけなくなれば、当然やはり身体的にも精神的にもやっぱり苦痛を伴うんではないかと思います。利用実績で、今年度でも対象者の金額は50万円にいかない、46万円くらいの金額しかない。そういった意味では、他市との均衡を図る必要がどこにあるのか。明確な根拠をもっと示していただかないと、とても納得できる条例改正ではないと思いますが、いかがですか。

○議長（**浏野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。13番、太田議員の御質問にお答えをいたします。

確かに、この改正をすることにより来年度から数年間、現在60歳から64歳までの方が、63歳までですか、対象外にある期間があろうかと思いますが、この辺につきましては今の時期からしますと施行までに約半年ありますので、その期間を利用しまして周知に努めていきたいというふうに考えております。

それから、他市との均衡の件でございますが、市内他の6市と比べますと、5市が70歳以上、1市が65歳以上ということで実施をしております。由布市の場合は、合併時の経緯もありまして、60歳以上ということで実施をされてきておりますが、高齢者施策の一般的な概念として、市としては高齢者の一般的な概念であります65歳にするのが適切なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） そういいますね、一般的な概念をいきなり既にもう実施している施策に持ってくるのは非常にやっぱり無理があるのではないかと思いますので、やはり財政課なりともうちよつと協議をして、やはり今国も人に優しい政治をと言っているわけですから、既にこれだけの100名近くの対象者を、特に団塊の世代の対象者をそういうふうな扱いをするというのは、非常に不当だと私は思います。

もう意見になりますが、私はいずれにせよ反対討論させていただきますのでお願いします。

○議長（**浏野けさ子君**） 回答はいいですか。

○議員（**13番 太田 正美君**） いいです。

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 両側の人に皆言われてしまったんですけども、私としても同じ思いです。

なぜかといいますと、直接マッサージさんに行ってみたら、たまたま私の年代のヘルパーさんが来ていました。ヘルパーを続けるためには、これがどうしても欠かせないと。そして、さっき仲居さんの話してましたけども、職業病としてやむを得ないそういう状況になる。私がそういうふうになるとは夢にも思わなかったんやけど、最近痴呆が出たり、足がもつれたり、ちょっと激しゅうなるようなんですけど、まさにこの60前後というのが大変なんですね。高齢者、高齢者言いますけども、やがて高齢者になりますけども、一番必要とする時期なんですよ。それで、あえて働いている時期の60まではいいだろうと。60からはマッサージ券をやりましょうというのがね、その行政の暖かい姿勢やないかと思うんですけども、その点はどういうふうに配慮しているのか、福祉対策課という割には高齢者、高齢者いうので、高齢者対策課ですか、そこは。

○議長（**渕野けさ子君**） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**河野 隆義君**） 健康福祉事務所長でございます。60歳か65歳かということなんですけども、社会保障制度というのは限りなく高いほうがいいと思っております。ただ、社会福祉の中で我々はいろいろな計画に基づいて実施をしております。

その計画、地域福祉計画というのがございますが、その中には高齢者、障がい者、児童というような人を対象にしておりまして、その中の高齢者という意味で言いますと、先ほどから担当課長が言っておりますように、一般的に65歳以上を対象にしていろんな施策に取り組んでいるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、もう1点は60歳から結局64歳までが対象外になるわけですが、先ほど太田議員さんの質問の中にありましたように、現役でまだ働いている方が多いというようなことでしたので、負担能力がまだあるというふうに我々は理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 働いている方で公務員ばかりの人ならいいです。しかし、そのヘルパーさんにしても、低賃金で劣悪な労働条件の中でやっているんですね。そういう点で、たまたま私が行ったときヘルパーさんが、私が想定していたのはここの質問にあるように農業のことを考えていたんですね。けども、いろんな方が、湯布院の仲居さんもそうなんですけど、そういうふうにして決していい労働条件ではないと思うんですよ、皆さん。

だから、現役世代だから、現役世代だからといってね、それで済まされるような状況じゃないんで、やっぱりそこは福祉で手当するという配慮が必要だというふうに私は思います。委員会で十分議論されて、これが取り下げてもらうか、あるいは否決になるか決まるとは思いますけども、そこ辺を委員長よろしくお願いいたします。後でまた委員会質疑を行います。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、15番、田中真理子さん。

○議員（１５番 田中真理子君） 私ももう、皆さんが言ったのでそうあれではないんですが、この間、一般質問で高齢者の福祉を言いました。その前段階になるのが私たち団塊の世代なんですね。皆さんもわかると思いますけど、やめるころになると悪くなるんです。本当、正直言って６０歳迎えたと同時にどこかここか悪くなるんですよ。そのために予防というわけじゃないんですけど、資料ももらいましたけど、今合併していろんなのがサービスが少しずつ低下してきているとちまたでは言われて、非常にその辺苦しいところはあるんですが、７市ですかね、しているのが、これやはり唯一私とこだけが６０歳ということで、やはりするところに意味があるんじゃないかなと私は思うんです。よそと一緒になくてもいいと思います。

そのために、もしかかるなというんなら私たちも気をつけます。いろんな運動をしながらでも守っていきますけどね、やはり今言ったようにたくさんの人たちが、これがあるために助かっているのは確かだと思います。そのためには、やはり唯一このとこだけは由布市は誇れる、保育とか、子育てもそうですけど、高齢者までいかないんですけど、予備軍としてはぜひ残していただきたいということで、検討をお願いしたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第１４．議案第６５号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第１４、議案第６５号由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） これは、総務課長の担当になるかと思いますが、うちの常任委員会なのでね、あとと言いませんから皆さんで気をつけてほしいんですけど、日付のところをちょっとごらんになってください。採決の議長のところの。２２年何月何日を空白にしていますよね。

実は、これずっとこれで議会事務局はどういうふう処理しているかというのを見たら、日付の上にスタンプを押しているんですね。何日というやつを。２字がちょっと幅があるから。だから、議会が８日じゃなくて十何日に始まったところは空欄が広いんですが、だからスタンプがぼっとその中に入っているんですね。各課も気がつかん、文書担当の総務課長も気がつかんようなことなんですけども、やはりそこ辺の何かこれ全部がそうなんです。もう情けないやら、悔しいやら、何で議会事務局はじっと黙っちょんやろうかと思って、それ苦になるんですけども。まとめて、議会事務局の立場に立ってこのことをいいます。返事はもういいです。委員会でまた聞きますから。

○議長（淵野けさ子君） これで、質疑を終わります。

---

## 日程第 15. 議案第 66 号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第 15、議案第 66 号由布市民運動場条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、11 番、溝口泰章君。

○議員（11 番 **溝口 泰章君**） お伺いします。この由布市民運動場、並柳運動場を廃止するにあたりまして、それに伴う財政負担ですね、いわゆるその後の、廃止するということで整備の工事なんかも伴うんじゃないかと思うんですが、財政負担がどの程度なのか、内容と金額、これは補正で上がっているでしょうけども、その内容を教えてください。

そして、この跡地をどのように活用することになっているのか。活用じゃなくてもそのままにするということになっているのか。その後はどうなるのかを、この 2 点をお伺いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（**加藤 勝美君**） スポーツ振興課長です。溝口議員の質問にお答えいたします。

運動場廃止に伴う財政負担はないかという質問でございますが、この並柳運動場は 10 年ほど前までは地区の運動会、少年野球の練習場等として地元のスポーツの拠点として活用していましたが、近年ほとんど利用がなく、現地においても雑草等が繁殖し、運動場としての機能を現在果たしていない状況にあります。そのため、このたびこの古くなった構造物、バックネット、それからグラウンドの周りにあるフェンス等の撤去費用をこの議会に提案させていただきました。金額につきましては、構造物等の撤去費として 47 万円の補正予算を計上させていただいております。内容につきましては、今言いましたように古くなったバックネット、フェンス等の撤去費でございます。

それから、跡地利用についてでございますけども、市といたしましては今後地元と十分協議していきながら、よりよい方向で利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 11 番、溝口泰章君。

○議員（11 番 **溝口 泰章君**） 地元提供でこの運動場ができたと思うんですけれども、提供前の現状に復旧するとかいうふうな話は出ているのでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（**加藤 勝美君**） スポーツ振興課長です。地元の自治委員さんとも協議いたしました。地元としては現状復旧、前のとおりにしてくださいということで、この古くなったバックネット、フェンス等の撤去を市としては今回議会に上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 元のとおりというのが、グラウンド状態でバックネットがなく、フェンスがなくてという状況なんですか、それとも林地草地だったんでしょうか。そのあたりの現状というのを。

○議長（**刈野けさ子君**） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（**加藤 勝美君**） スポーツ振興課長です。このグラウンドはできる前は普通の雑種地でございまして、当時聞くとところによると自衛隊が隊力施工でつくったグラウンド等でございます。したがって、暗渠それから排水等もございません。今回地元としてはもうこの古くなったものを市に撤去していただけないかという要望でありましたので、今回するようにいたしております。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、12番、西郡均君。日付のことやからいいですか、もう。

○議員（**12番 西郡 均君**） はい。

○議長（**刈野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第16. 議案第67号

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、日程第16、議案第67号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第17. 議案第68号

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、日程第17、議案第68号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 同趣旨です。

○議長（**刈野けさ子君**） これもいいですか。次に、3番、甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 今回、選定基準に沿って選定されたと思いますが、3団体が申し込みがあったと聞きますが、あと残った2社に企業経営内容はどうか。

○議長（**刈野けさ子君**） 行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（**麻生 正義君**） 行財政改革推進課長でございます。3番の甲斐議員の御質問にお答えをいたします。

資料といたしましては、議案第68号の資料の中に由布市公の施設の指定管理者の選定にかかわる報告書を添付しておりますし、その中に今回申請がありました3社のお名前のほうも書いております。

まずNPO法人和の会についてでございますが、障がい者、在宅介護が必要な高齢者の支援の必要な人の居宅サービス、居宅介護支援事業等を行うNPO法人でございます。

また、無生会につきましては、北山杉の育成事業、植林事業でございますね、そういった事業による施設の活用を考えているということでございました。まだ、選定後に団体を設立ということで、団体の記述はございません。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 3番、甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） ありがとうございます。回答御結構でございますけど、NPO和、こういう在宅介護このようにについても今後考えていかれてはどうかと私は思いまして、ちょっとどういうものか聞いてみたんですけど。わかりました。ありがとうございました。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第18．議案第69号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第18、議案第69号市道路線の認定（灰塚線）についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許しますが、12番、西郡均君、これは日付のことでよろしいですね。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第19．議案第70号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第19、議案第70号平成22年度由布市一般会計補正予算（第4号）についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に通告順に行います。

歳入全般については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、歳出について款別に質疑を行います。まず、3款民生費について。まず11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 18ページになります。3款1項7目19節で、小規模多機能型居宅介護事業所の開設補助ということでございますけれども、その準備経費、2事業所ですので、それぞれの額をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。11番、溝口泰章議員の御質問に回答いたします。

小規模多機能型居宅介護事業所、2業所を湯布院圏域、そして庄内圏域、2カ所に設置する事業でございます。湯布院圏域につきましては、300平方メートル、4,700万円程度の建設規模でございます。いずれも平屋建てでございます。庄内圏域につきましては、413平米、6,700万円の建設工事予算でございます。いずれも1事業所あたり2,625万円の補助が出るようになっております。それと合わせまして、開設準備金6カ月以内に開設する部分につきましては、1宿泊定員の掛けることの60万円ということで、この小規模居宅につきましては、9宿泊ということになっておりまして、9掛け60ということで、540万円が1事業所に開設準備金として補助が出るようになっている事業でございます。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） この小規模多機能型の居宅介護事業という介護の形態がこれからの市の介護事業に対する構想の中でどのような位置づけなのか。例えば、これからは主体になっていくのか。それとも、他の方向に徐々に移るのか、ちょっとその辺の方向性を、素人なものでちょっとわかりませんので、教えていただきたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。現在第4期介護事業計画が進んでおります。21年度から始まっているわけなんですけど、市民ニーズといたしまして、やはり要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるというのが基本でございまして、そのために第4期事業といたしましては、地域密着型サービス、こういうふうな小規模多機能とか、夜間対応型とかそういうふうな事業に第4期事業計画で取り組みをしているところでございます。

ただ、ちまたの中で今特養が42万人足らないとかいう部分も出てきております。それらも今年度実態調査等踏まえまして、第5期の事業計画に向けた策定準備にかかっていると思っております。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 確かに私も特養の少数の不足も聞きますし、地域密着型がいかに対象者の安心感を呼んでいるかというの聞き及んでおります。これからはぜひとも、これは希望になりますけれども、その理想的なバランスを介護のほうでしっかりと取り組んでいただきたいと思います。希望でございます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 同じ１８ページの会議負担金で家庭相談員とはどういうものか具体的に教えていただきたいのと、それと、児童運営費で、地域子育て創生事業なるものについても詳細な説明をお願いいたします。

○議長（浏野けさ子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮崎 直美君） 子育て支援課長です。１２番、西郡議員さんにお答えいたします。

家庭相談員とはという御質問ですが、家庭相談員につきましては昭和３９年国からの通知に基づき、都道府県または市町村が設置する福祉事務所に設置するものと定められており、家庭における適正な児童養育やその他家庭児童福祉の向上を図ることを目的としております。

平成１６年には児童福祉法が改正されて、市町村が児童相談の一義的な窓口となって相談業務あたることは法律上明確化されております。住民に身近な相談窓口として児童の虐待やネグレクト、養育相談、不登校等の予防や早期発見等で家庭相談員の活動が求められております。由布市でも、合併の１７年１０月１日より１名現在お願いしているところでございます。以上です。

済みません。それから、続きまして地域子育て創生事業とはの御質問ですが、これは国の子育て支援対策臨時特例交付金、安心子ども基金の運用につきまして、大分県の安心子ども基金により地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動を支援することにより、すべての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境の整備を図るものであります。市町村が直接事業をする場合は、県の１０割補助となっております事業でございます。

以上です。

○議長（浏野けさ子君） １２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） どういうことなのか、私の頭でわかるように教えていただきたいんですが。

○議長（浏野けさ子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮崎 直美君） 創生事業のほうでよろしいでしょうか、創生事業につきましては、県の安心子ども基金条例によりまして、ソフト事業の分で事業を市町村がやる場合は１０割補助ということです。

で、今回の由布市の事業といたしましては、各児童クラブの未設置部分の改善、修繕等に行うということになっております。

○議長（浏野けさ子君） 次に、６款農林水産業費について。まず１１番、溝口泰章君。

○議員（１１番 溝口 泰章君） ６款２項１目１８節、２１ページ、お願いします。

林業振興備品ということで竹粉碎機ですかね、と聞きましたが、機械器具です。備品購入の３５４万１,０００円というものですが、この竹を粉碎する機械をどのように使うのか、その内

容がわかりませんので、ちょっと教えてください。

○議長（**浏野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 農政課長です。溝口議員の御質問にお答えいたします。

今回購入いたします竹粉碎機につきましては、中型の機械であります。県の環境税の中の10割補助ということで、補助が受けられるのが市町村ということであります。で、市の備品として購入をいたします。運用につきましては、一応管理契約を大分森林組合とを結びまして、そこでの竹林整備に当てるということであります。昨年、これとは別に、今回とは別に小型の竹粉碎機を同じように補助で買っております。その現在、社団法人由布市シルバー人材センターのほうに、これは管理運用を貸し出し規定等を設けながら行っております。

これについても、基本的に市の備品でありますので、団体、自治会とか、NPO法人とか、地域の活動をされる方に対して一定の使用料、それから危険が伴いますので、オペレーター等の料金等含めて貸し出しをしております。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 今市内の竹林の現況ですけれども、かなり一般家庭でももう始末に困るほど竹が生い茂って、竹林の中に入って身動きができないくらいに密生しているのを見聞きするんですけども、それは今の御説明ですと一般家庭がそういうものを、粉碎機があればいいなというふうな思いを持ったときに、それを使うということでこの中型なり小型なりを利用したい場合には森林組合か、もしくはシルバー人材のほうに申し込まないとだめなんではないでしょうか。もしくは手法として直接、もちろん有償ですけれども、有料で個人的に使いたいという市民がいたときには、そういう手法をとれないものでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 現在、貸し出し規定の中には一応団体が地域のそういう竹林整備とかそういうことについて、地域のことについての活動について貸し出しを規定をしておりますが、中には自治会ということで、自治会の中で1人の家の竹林の整備というんじゃなくて。自治会として、その地域の整備を行いたいというような考えがありましたら、シルバー人材センター等に御相談いただいた上で、これ使用の大きな音も出ますし、周りへの配慮も必要な分もあります。それと危険な作業でもありますので、そういうことを含めて御相談いただければと思っております。

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 取り下げます。

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、3番、甲斐裕一君。

○議員（３番 甲斐 裕一君） １つめは、P 2 1、ページ2 1でございますが、6の1の3の1 9 ゆふの牛ブランド化推進事業補助金、これ内容的なものをお知らせ、御回答願いたいと思います。

それから、P 2 2の鳥獣害防止対策事業費補助金の減額、そしてその下にありますイノシシ被害防止対策補助金の増額となっております。

これについて、2点について御説明願いたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 農政課長です。甲斐議員の御質問におこたえいたします。

初めのゆふの牛ブランド化推進事業補助金につきましては、種有牛、種牛ですね、が県下の優良な雄の牛の中から、大分県畜産試験場が農家より10頭の買い上げを行っております。

そのうちに、候補の種牛として2頭指定されます。今回、由布市内、庄内産の牛が指定をされました。この牛から生まれました子牛を2年間市内のJAの肥育施設で飼育をされた後に、肉の検定を行います。この検定結果によって、今後は種牛としての県下の生産者に種の配布が行われるというようなことから、今回の補助は今後の由布市のブランドということで、畜産振興の中で由布市内の種牛としてのブランド化を目指したいということから、2年間の飼育を行う肥育施設への飼育補助として1頭当たり3万円、今回の検定で生まれた子どもの今飼育しているものが、該当のものが13頭市内にありますので、今回の39万円の補助ということで、将来的な畜産振興に当てたいということであります。

それから、次に鳥獣害防止対策事業補助金の減額であります。これは由布市の鳥獣害対策協議会を各機関等設けておりますが、ここが事業主体として行う事業であります。国の交付金の今年度の予算では、当初は100%あったんですけども、割り当てがですね、国からの交付金の割り当てが8分の1に減りました。そういう事業量の縮小の中からそういう縮小を余儀なくされて、電気柵のみとなりました。そういうことで、事業費の減が伴いましたので、補助金の196万6,000円の減額ということになります。

合わせて、次に国庫、イノシシ被害防止対策補助金の増額ですが、先ほど言いました国の交付金等の減額に伴いまして、地元等の要望等もありましたので、大分県のほうに単独事業への乗りかえを要望した結果、金網柵の3地区5,600メートル、補助事業額として302万4,000円の増額の内示がありましたので、今回の、先ほどの電気柵との差額の201万6,000円の増額をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 3番、甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） わかりました。1つのブランドのほうでございますが、旧町、挾

間町時代ではやはりその種牛牛できまして、いろんな育成をしてくれましたが、今音沙汰と言いますか、その結果とかあらわれておりません。今回、そういう形で今課長が言いましたように、2年間市内でJAの肥育ということでございますが、今後においてはやはりブランド化ということでございますので、前回挾間町で行われたような尻切れトンボではなくして、しっかりした育成に努めてもらいたいと思っておりますが、大体この牛のもとといえますか、これは今いうあの福重、福、そういう関係のどういう系列からきているのか、お聞きしたいと思います。わからんやったら後で。

ちなみに旧挾間町ではヒラシゲという牛でございましたけど、これは鹿児島のこれについて掛け合わせで生まれた種牛と聞いております。こういう系列をしっかりとらえていって今後の育成に頑張ってもらいたいと思っております。

続きまして、鳥獣害防止対策事業補助金の減額、これについてはもう既に決定といえますか、地元のほうに通知をして補助金を予算化しているんじゃないかと思っております。それをイノシシ被害防止対策事業に回したといえますけど、今現在イノシシじゃなくしてシカもあるんですが、そのシカの金網対策につきましては、イノシシ被害防止だけで出ておりますので、今後どのような検討をなされるのか、お伺いします。シカについて。ゆふの牛のほうはもういいです。

○議長（淵野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 今回言われるようなイノシシだけではなくて、金網柵についてはシカも含まれた対策になります。

○議長（淵野けさ子君） 3番、甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） 今お聞きしたところ、国の補助金が鳥獣害防止対策事業補助金となっていますので、これについてはイノシシ、シカ、鳥類も入ると思います。猿も入ると思います。しかしながら、イノシシ被害という名目になれば、これいかにどうなるのか、課長お伺いしたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 今回やる金網柵については、基本的にイノシシであります。シカについてはネットでありますので、先ほど言いました鳥獣害の対策協議会のほうで受けて行う事業についての中には、シカについての対策の費用も含んでおりますので、同じように行います。

○議長（淵野けさ子君） 次に、8款土木費について。3番、甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） 8款の公営住宅費の工事請負費、これについて同僚議員とまた先輩議員からも話が出ましたが、公営住宅の工事費となっていますけど、これどのような工事費なのか、お願いいたします。

○議長（淵野けさ子君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。３番、甲斐議員の御質問にお答えいたします。

８款の住宅費の中の工事請負費の増額補正でございますが、金額は５９０万円でございます。この内容につきましては、庄内町湊の湊住宅、昭和５１年に建築いたしました鉄筋コンクリートづくりの建物がございます。そのうちの１棟６戸、２２８平米の屋上の防水工事をする必要があるということで補正をいたしております。これ、国庫補助事業でございます、地域住宅交付金を利用して４５％の補助事業でございます。

以上です。

○議長（渕野けさ子君） ３番、甲斐裕一君。

○議員（３番 甲斐 裕一君） 市内にはあちこち古い住宅、先ほど、先般もいろんな一般質問からも出てますけど、こういうことについても少し計画を立ててやっていただきたいなと思っております。というのが、やはり古くても長く住んでいる方が多いと思います。そういう中で、やはりいろんな計画立てていって、もう危険住宅はどのようにするか、そういうのをやっぱり考えていただいて、今後の住宅管理に当たっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（渕野けさ子君） 次に、１０款教育費について。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） ２７ページの保健体育総務費の中で各種大会出場補助金について、御説明をお願いします。

○議長（渕野けさ子君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（加藤 勝美君） スポーツ振興課長です。１２番、西郡議員の質問にお答えいたします。

各種大会出場補助とはという質問でございますけども、今回提案させていただきました各種大会出場補助は、由布市全国競技大会等への出場に伴う経費に対する補助金交付規則規則第６７号により、県大会の予選を勝ち抜き自己の負担により全国大会へ出場した小学生とその指導者に対して交付する補助金であります。補助基準につきましては、由布市職員等の旅費に関する条例に規定により算出した金額の３分の１以内とするものでございます。今回の補助金額は１３万３,０００円です。補助対象者は６月１３日の第７回大分県小学生学年別柔道大会で優勝し、８月２２日に北海道札幌市で開催されました第７回全国小学生学年別柔道大会に参加いたしました小学生２名とその指導者３名でございます。

以上です。

○議長（渕野けさ子君） これで、議案第７０号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は１４時１０分といたします。

午後１時５８分休憩

.....

午後２時１０分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

.....

#### 日程第２０．議案第７１号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第２０、議案第７１号平成２２年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。１２番、西郡均君。

○議員（**１２番 西郡 均君**） お尋ねします。１１款の財産収入は収入調定しているのになぜ予算を計上しないのかね、その点について予算補正をしないのか、教えてください。

それと、一般会計の繰入金を減らされていますね。１億円減らされているんですから、繰り出しなにかしなくていいのになぜ繰り出すのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 保険課長。

○保険課長（**津田 淑子君**） １２番、西郡議員の御質問にお答えします。

まず最初の１１款の財産収入はなぜ予算補正をしないかという御質問でございますが、基金利子につきましては３月補正で計上させていただきたいと思います。

それから、通告で行きますと予算的に基本的な考えというところが今。

○議員（**１２番 西郡 均君**） 聞いたけ、今。

○保険課長（**津田 淑子君**） よろしゅうございますか。済みません。じゃあ一般会計の繰入金を減らされているのに、なぜ繰り出すのかという御質問でございますが、一般会計からの繰入金につきましては、当該年度の必要な分についてはもちろん、その他につきましても繰り入れていただいております。今回は２１年度の精算に伴い一般会計へお返しするものでございます。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） １２番、西郡均君。

○議員（**１２番 西郡 均君**） そういうものは取り合わんでいい、返さんでね。そのままとつといてくださいよ。答弁いいです。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

.....

#### 日程第２１．議案第７２号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第２１、議案第７２号平成２２年度由布市老人保健特別会計

補正予算（第１号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許しますが、１２番、西郡均君、いいですね。日付のことやからいいですね。

次に行きます。これで質疑を終わります。

○議員（１２番 西郡 均君） 日付だけやないんで、いろいろある。

○議長（淵野けさ子君） いいですね。

○議員（１２番 西郡 均君） まとめて総務課長に答えてもらうので。

---

#### 日程第２２．議案第７３号

○議長（淵野けさ子君） 日程第２２、議案第７３号平成２２年度由布市介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。これも、１２番、一緒にいいですか。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第２３．議案第７４号

○議長（淵野けさ子君） 日程第２３、議案第７４号平成２２年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許しますが、これで終わってよろしいですか。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第２４．議案第７５号

○議長（淵野けさ子君） 日程第２４、議案第７５号平成２２年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 小挾間簡水の水中ポンプ修理とはどういうことなのか、教えてくださいたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 水道課長。

○水道課長（庄 安人君） 水道課長でございます。１２番、西郡議員の御質問にお答えをいたします。

小挾間簡水の水中ポンプ修理は東部簡水の間違いではないかということでございますが、東部簡水小挾間ポンプ室水中ポンプ取りかえ修理でございます。内容については上の配水池のほうに送るポンプの老朽化に伴う取りかえ工事ほかになっております。

○議員（１２番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第25．議案第76号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第25、議案第76号平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 農集と健康温泉館、次のやつ両方なんですけども、挟間のときでは考えられないような議案なんですね。要するに空白が多過ぎるんですわ。

まとめて掲載して印刷すれば、たった3枚で済むやつをね、べらべったり紙を使ってこういうふうにするというのが、私には理解できないんですよ。それも総務課長が管轄していることから、常任委員会できちっと総務課長にお尋ねいたします。

以上です。次の健康温泉館もいいです。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第26．議案第77号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第26、議案第77号平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑をこれで終わります。

---

#### 日程第27．議案第78号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第27、議案第78号平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 一般質問でやったことですからいいです。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

お諮りします。去る9月8日の議会運営委員会以降、本日までに陳情2件を受理しております。また、市長より議案1件が提出されております。ついては、この請願・陳情について、及び議案1件の2件を日程に追加し、追加日程第1、第2として議題にいたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、請願・陳情について、及び議案1件の2件は追加日程第1、第2として議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第1．請願・陳情について

○議長（**渕野けさ子君**） それでは、追加日程第1請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（長谷川澄男君） それでは、お手元に配付いたしております陳情文書表、追加によりまして朗読いたします。

陳情者の氏名は敬称を略させていただきます。受理番号 7、受理年月日、平成 22 年 9 月 14 日、件名、湯布院地域における市所有車両でのユーバス試験運行等を求める陳情、陳情者住所、由布市湯布院町川上〇〇〇〇番地〇、氏名、谷千鶴、付託委員会は総務でございます。

続きまして、受理番号 8、受理年月日、平成 22 年 9 月 14 日、件名、ジャンボタクシーを「路線バス型」から「予約制乗り合い型」に変える試験運行を求める陳情、陳情者同じく、住所、由布市湯布院町川上〇〇〇〇番地〇、氏名、谷千鶴、付託委員会総務。陳情については以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） ただいま議会事務局長が朗読いたしました受理番号 7 及び受理番号 8 の陳情は、会議規則第 134 条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

---

## 追加日程第 2. 議案第 79 号

○議長（淵野けさ子君） 次に、第 2、議案第 79 号由布市消防手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） ただいま上程されました議案第 79 号由布市消防手数料条例の一部改正について御説明をいたします。

この条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が、平成 22 年 9 月 8 日付で一部改正されて、10 月 1 日施行となりましたことから、由布市消防手数料条例の一部改正を行わなければならない、追加議案とするものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明させますので、何とぞ慎重審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（淵野けさ子君） 次に、詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（平松十四生君） それでは、追加議案について御説明を申し上げます。

議案第 79 号由布市消防手数料条例の一部改正について。由布市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 22 年 9 月 15 日提出、由布市長。

提案理由。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の改正を行う。

次のページをお開きください。消防手数料の一部を改正する条例。由布市消防手数料条例の一

部を次のように改正する。別表第2を次のように改める。5枚目を開いていただきたいんですけど、ページ数を打ってありませんので5枚目、附則、この条例は平成22年10月1日から施行する。別紙新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、特定屋外タンク貯蔵所及び準屋外タンク貯蔵所の設置許可等にかかる審査事務の効率化が図られていたこと等により、審査事務の実費に変動が生じることが判明したことから、手数料条例の一部を改正し、当該タンクの設置許可等にかかる手数料の額をおおむね9%引き上げる改正でございます。

ここにあります。特定屋外タンク、準特定屋外タンクの用語の内容といたしましては、屋外にあるタンクで液体の危険物を貯蔵し、または取り扱うタンクのうち、危険物の最大貯蔵量に分けられております。まず1、特定屋外タンクとは1,000キロリットル以上、準特定屋外タンクとは500キロリットル以上1,000キロリットル未満ということになっておりまして、大分でいえばコンビナートの大きな屋外タンクがあります。それを想像していただいたらいいんじゃないかと思います。

今回の改正につきましては、由布市管内ではそういう大きなタンクはございませんけど、一応所要の改正をしていかないと悪いということで、今回急遽提案をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。おおむね9%引き下げる改正でございます。大変済みません。

○議長（瀧野けさ子君） 以上で、議案第79号の提案理由の詳細説明が終わりました。

これより、議案第79号を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 質疑なしと認めます。以上で各議案の質疑が終わりました。

それでは、報告第6号から報告第9号、認定第1号から認定第2号、諮問第6号及び議案第60号から議案第79号まで、合計27件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委委員会に付託いたします。各委員会での、慎重審議をお願いいたします。

-----

○議長（瀧野けさ子君） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は9月28日、午前10時から、各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会をいたします。大変に御苦労さまでした。

午後2時24分散会

-----